住民監査請求に基づく監査結果

（学校法人岐阜朝鮮学園への補助金交付の措置請求について）

令和８年 10 月８日

大垣市監査委員

第１　請求の受付

１　請求人

小田　　環氏

[redacted]氏

２　請求書の提出

請求書の提出は、令和８年８月 10 日である。

なお、請求人から８月 21 日に請求内容を補完する「補正書」の提出があった。

３　請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張の事実及び措置要求は次のとおりである。

以下、「大垣市職員措置請求書」と後日提出があった「補正書」との整合性を図るため、削除、修正等をした部分もあるが、その他は抜粋して原文のまま掲載する。なお、事実証明書等の添付は省略する。

１　監査対象とすべき行為等

大垣市長及び大垣市教育委員会（以下「市長等」という。）は、学校法人岐阜朝鮮学園（以下「本件法人」という。）に対し、岐阜朝鮮初中級学校運営補助金として、次の各支払を行った。

年度	交付確定日	支払日	支払額	支払の相手方
令和５年度	令和６年３月 31 日	令和６年５月 24 日	110,000 円	本件法人
令和６年度	令和７年３月 31 日	令和７年５月　９日	105,000 円	本件法人

本請求が対象とするのは、大垣市が本件法人に対して有する補助金の返還請求権及びその利息の請求権の行使を怠る事実である。本件法人は、令和５年度及び令和６年度において、同一の経費に係る証ひょうを岐阜市・大垣市・羽島市の３市に重複して提出し、３市の補助金の合計が実際の支出額を超える補助を受けた。(過大受給)。また、令和６年度には、補助対象とならない経費が計上され、その支出の実在すら確認できないものが含まれ、さらに交付決定の内容と異なる事業が実施されていた。これらにより大垣市は本件法人に対し返還請求権及び利息請求権を取得しているにもかかわらず、市長等はその行使を怠っている。

この返還請求権及び利息請求権は、大垣市がその相手方たる本件法人に対して有する金銭債権であり、地方自治法第 240 条第１項にいう「債権」、すなわち市の「財産」に当たるから、その行使を怠る事実は、同法第 242 条第１項にいう「財産の管理を怠る事実」に該当する。

⑴　本請求書の提出後に判明した事実

①　大垣市による返還請求

大垣市は、「令和８年７月７日付けで、本件法人に対し補助金の返還を求める通知を郵送していた。その額は、令和元年度 104,734 円、令和５年度 44,366 円、令和６年度 34,063 円の合計 183,163 円である。大垣市教育委員会担当者の説明によれば、本件法人はこれに応じ、既に返還を行ったとのことである。

このうち、令和５年度 44,366 円及び令和６年度 34,063 円は、本請求が対象とする年度に係るものである。

② 令和元年度における多重申請

請求人小田環は、令和8年8月10日、大垣市教育委員会から、令和元年度においても本件法人による多重申請があった旨を知らされた。本件法人は、令和元年度に体育教材127,440円を大垣市及び岐阜市の両市に重複して申請していたものであり、大垣市は同年度について104,737円の返還を求めている。

この事実は、本請求の対象とする年度に係るものではないが、本件の多重申請が令和元年度から継続する構造的な問題であることを示すものであり、本請求が求める再発防止措置の必要性を裏づけるものである。なお、大垣市は令和元年度についても元本のみを請求し、利息を請求していない。

⑵ 請求の趣旨の整理

大垣市が令和8年7月7日付で返還請求を行ったことにより、本請求が求める措置のうち、令和5年度44,366円及び令和6年度34,063円の返還請求については、その限度で対応がされたものと解される。

もっとも、本請求が対象とする財産の管理を怠る事実は、これによって解消したものではない。次の各点については、なお怠る事実が継続しており、監査及び必要な措置の勧告を求める。

第一に、令和6年度について、本請求が求める105,000円と大垣市が現に請求した34,063円との差額70,937円の返還請求を怠っていること。

第二に、支払の事実を証しない書面により交付されたマイクスピーカーセット23,980円について、その是正及び審査を担当した職員の責任の検討がされていないこと。

第三に、令和5年度・令和6年度の各返還額に対する受領日~~から~~の翌日からの利息（年3パーセント）の請求を全く行っていないこと。

第四に、本件法人が返還に応じない場合における督促その他の回収手続についての確認が必要であること。

第五に、再発防止のための各措置が執られていないこと。

そのほか、交付決定の内容と異なる事業が実施され、変更承認（岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱第10条）も経ないまま異なる事業が実施されていたこと。

2 当該行為等を違法又は不当とする理由又は根拠

○補助金制度の概要

大垣市は、岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱（甲10。以下「要綱」という。）に基づき本件法人に補助金を交付している。要綱によれば、この補助金には要綱に定めるもののほか大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号。甲11。以下「規則」という。）が適用され（要綱第1条）、補助対象経費は「教材整備費及び施設整備費」に限られ（要綱第2条）、経費割補助は上限10万円かつ補助対象経費の10分の10、人数割補助は大垣市から通学する児童生徒数に 5,000 円を乗じた額とされる（要綱第3条）。補助対象年度は、大垣市の区域内に住所を有し住民基本台帳に記録されている児童生徒が在学する年度とされる（要綱第4条）。補助事業者は、交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて申請し（要綱第5条。甲1-1、甲2-1）、事業完了後、実績報告書に収支決算書等を添えて提出し（要綱第11条。甲1-5、甲2-5、甲3-1）、市長が審査して交付額を確定する（要綱第12条）。交付決定後に事業内容を変更するときは変更承認を要する（要綱第10条）。規則第11条第1項は、補助事業等が交付決定の内容又は条件に違反したときは市長が交付決定の全部又は一部

を取り消すことができると定め、同条第2項は、これにより差額が生じたときは期限を定めてその返還を命ずるものとすると定める。

(1) 令和6年度の差額70,937円について

① 令和6年度の補助金は全額が返還されるべきこと

大垣市は、令和元年度・令和5年度・令和7年度の3年度にわたり、重複補助が判明した場合には、他の地方公共団体の補助金との重複分を引き算して返還額を算定するという一貫した考え方を採ってきた。

令和元年度においては、体育教材127,440円について、岐阜市との重複分を控除した104,734円を返還請求している。

令和5年度においては、実支出340,634円から岐阜市補助金275,000円を差し引いた65,634円が本件法人の実質的な負担として残り、大垣市の補助金110,000円からこれを差し引いた44,366円を返還請求した（甲1-6、甲4-1)。

令和7年度においては、大垣市が本件法人に対して指導を行い、総事業費186,891円（甲3-2）から岐阜市が確定した142,436円（甲6-1）を差し引いた44.455円を補助金の額として確定させた（甲3-3、甲3-4)。この点について、大垣市教育委員会の担当者は、大垣市が指導したことによりこの額が確定したものである旨を説明している。重複分を引き算するという考え方を、大垣市は令和7年度において、交付の段階で自ら能動的に実行したものである。

この考え方を令和6年度に適用すれば、結論は明白である。令和6年度の実支出は218,668円（甲2-6）であり、岐阜市の補助金218,668円（甲5-1）によってその全額が補填されている。差し引くべき実支出の残りはゼロであり、大垣市の補助金105,000円は全額が重複分にあたる。したがって、105,000円の全額が返還されるべきである。この結論は、大垣市が他の年度において一貫して採ってきた考え方から当然に導かれるものであって、按分という別の計算方法を持ち出す理由はない。

② 令和6年度についてのみ按分を用いたことは著しく不当であること

大垣市は、令和6年度の返還額を34,063円とした理由について、岐阜市と補助金の確定日が同日（令和7年3月31日）であったため按分したとのことである。

しかしながら、要綱にも規則にも、按分に関する規定は存在しない。また、確定日が同一であることを理由に按分するという考え方は、上記のとおり令和元年度・令和5年度・令和7年度において大垣市が採ってきた引き算の考え方と全く異なるものである。

しかも、大垣市が採用した按分の計算式は、羽島市(令和6年度補助金49,500円）を除外した大垣市と岐阜市の2市のみで按分するというものである。すなわち、大垣市と岐阜市の2市合計（105,000円+218,668円=323,668円）から実支出218,668円を引いた105,000円を、2市の補助比率（105,000円÷323,668円）で按分した結果が34,063円である。羽島市を含む3市で計算した岐阜市の方法（超過分154,500円×岐阜市の割合）とも異なる。

令和元年度・令和5年度・令和7年度には引き算を用い、令和6年度だけ按分を用いた。その結果、令和6年度の大垣市の返還額が他の年度と比較して最も少なくなっている。法令上の根拠なく、かつ他の年度との整合性もなく、しかも最も返還額が少なくなる計算方法を選択したことは、市の財産管理として著しく不当であり、規則（甲11）第11条に基づく適正な返還命令の義務に反するものである。

そもそも、規則（甲 11）の構造からすれば、按分という処理は規則上成り立たない。規則第 11 条第 2 項は、この差額の算定方法として按分を定めていない。按分という処理は、規則の構造上、「差額」の概念と整合しない。

では、取り消しの範囲をどう決めるか。これは規則第 9 条（交付金額の確定）の規定と連動する。規則第 9 条は、市長は実績報告を受けたときに「補助事業等の実績及び効果が補助金等の交付の目的及びこれに付した条件に適合しているか否かを調査、検討し適合すると認めたときは、補助金等の交付額を確定する」と定めている。また、規則の一般規定を補う要綱（甲 10）第 2 条は、補助対象経費を「教材整備費及び施設整備費」に限定し、第 3 条は「補助の対象となる経費の 10 分の 10 の額」を補助するとしている。

令和 6 年度において、本件法人の実支出 218,668 円は岐阜市の補助金 218,668 円によって全額補填されており、大垣市にとっての「補助の対象となる経費」はゼロである。補助対象経費がゼロである以上、大垣市の補助金交付の目的に適合しておらず、交付決定の全部（105,000 円）を取り消すべきであり、その結果として生じる「差額」は 105,000 円全部となる。規則第 11 条の正しい適用によれば、大垣市が本件法人に命ずべき返還額は 105,000 円であって、按分による 34,063 円ではない。

確定日が同日であることを理由として按分することは、次の三点において正当化できない。

第一に、法令上の根拠を欠く。規則（甲 11）第 11 条は、交付決定を取り消したときは期限を定めて返還を命ずる旨を定めるにとどまり、複数の地方公共団体の補助金が競合する場合の処理も、確定日が同日である場合の按分も、一切定めていない。要綱にも同様の定めはない。市が住民の財産である債権の回収額を決定するにあたり、法令の根拠を欠く独自の計算方法を用い、その結果として回収額が減少することは許されない。

第二に、確定日は補助対象経費の有無と関係がない。要綱にいう補助対象経費とは、補助事業者が現実に負担した経費である。令和 6 年度の実支出 218,668 円は岐阜市の補助金 218,668 円により全額補填されており、本件法人の現実の負担は 0 円である。補助対象経費が存在しないという事実は、確定日が同日であるか否かによって変わるものではない。確定日という手続上の事情により補助対象経費の額が変動するという理屈は、要綱の構造と矛盾する。

第三に、大垣市自身が他の年度において確定日を基準とする処理を採っていない。令和元年度・令和 5 年度・令和 7 年度は、いずれも確定日の異同にかかわらず引き算により処理されている。確定日が同日であるか否かによって計算方法を変えるという基準を、大垣市は一般的な運用として有していない。令和 6 年度についてのみ述べられた後付けの説明といわざるを得ない。

さらに、大垣市は、按分の対象から羽島市を除外している。仮に羽島市を含めた 3 市で按分するならば、超過分 154,500 円に大垣市の補助金の割合（105,000 円÷373,168 円）を乗じた 43,372 円となる。羽島市を除外したことにより、返還額は 34,063 円となり、9,410 円少なくなっている。大垣市は、法令上の根拠のない按分という方法を持ち出したうえ、その按分の内部においても返還額が最も少なくなる計算方法を選択したものである。

按分という処理は、複数の地方公共団体がそれぞれ全額の返還を求めた場合に本件法人の負担が過大となることへの配慮に出たものだと解される。しかし、実支出を超える補助を受ける結果が生じたのは、本件法人が同一の証ひょ

うを3市に提出し、各市に提出した収支決算書に他市の補助金を記載しなかったことによるものである。市が、要綱にも規則にも根拠のない計算方法を用いてまで、本件法人の負担を軽減すべき理由はない。民法第704条が悪意の受益者に対し、通常の利息を付した返還義務を課し、岐阜市が加算金の規定を置いているのは、いずれも不正な受給に対して重い責任を課す趣旨に出たものである。大垣市の処理は、これと逆行するものといわざるを得ない。差額70,937円について、大垣市は返還請求権の行使を怠っているものであり、この点についても監査を求める。

⑵　本件マイクスピーカーセットについて

①　補助対象とならない経費（要綱第2条違反）

令和6年度の補助対象経費とされた本件マイクスピーカーセット（原資料では「ワイヤレススピカー」と表記された税込23,980円の物品。正式な商品名は長大であるため、以下「本件マイクスピーカーセット」という。）は、要綱第2条の「教材整備費及び施設整備費」のいずれにも当たらない。

本件マイクスピーカーセットとは、正確には、購入明細(甲2-9)に「Moukey ワイヤレスマイクスピーカーセットPAセット出力200Wカラオケセット PAセット 12 インチサブウーファーBluetooth 対応充電式 VHF マイク録音 MP3/USB/TF/FM放送8-20使用時間(12インチ) MTs 12-1 B088FV3XPQ」と表示された物品(税込23,980円)を指す。その名称が示すとおり、カラオケ及びPA(拡声)の用途に供される可搬型の音響機材であって、教材として用いられるものとは認めがたく、要綱にいう教材でも施設でもない。補助対象該当性は物品の客観的性質によって判断されるべきものであって、購入者が事後に主張する用途によって左右されない。

なお、補助金使途明細書(甲2-7)及び収支決算書(甲2-6)には、本件物品が「ワイヤレススピカー」(原文ままの記載)と記載されている。また、実績報告書の添付写真(甲2-8)には、手書きで「ワイヤレススピーカー」との記載があるにとどまり、機器の説明は一切ない。

②　本件マイクスピーカーセットの支出の実在及び証ひょうの不備

本件マイクスピーカーセット23,980円については、支払いを証する書類を欠き、支出の実在すら確認できない。

本件マイクスピーカーセット23,980円について、大垣市に補助対象経費の証ひょうとして提出された書面(甲2-9)は、支払の事実を証する書類の体をなしていない。

1)　提出された書面の内容

当該書面には、商品名、個数、価格、税率、税込価格及び小計と、欄外の注記とが記載されているにとどまる。宛名も、日付も、発行者の記載もない。一見すると上部が切除されたように見え、本来その位置に記載されるべき事項が記されていない。

当該書面がアマゾンで購入した品物に係るものであることは、そのフォント　及びレイアウトのほか、商品名に付された「B088FV3XPQ」がアマゾンの商品識別番号(ASIN)であること、並びに欄外に「マーケットプレイス商品の税率は、アマゾンジャパン合同会社ではなく当該商品の出品者が決定しています」等の記載があることから明らかである。また、欄外の注記には「適格請求書における取引年月日は」等の文言があり、当該取引は適格請求書等保存方式(インボイス制度。令和5年10月1日開始)の下におけるものである。本件物

品が令和 6 年度の補助対象経費として報告されている以上、その取引は同制度の運用下にあるところ、アマゾンで購入した品物であれば、本件法人は適格請求書を容易に取得することができたはずである。しかるに、当該書面は適格請求書の記載事項すら備えず、これに代わる適格請求書も別途提出されていない。結局、当該書面は、通常の領収証・請求書としても、これに代わり得る適格請求書としても、支払の事実を証する書類の体裁を備えていない。

2) 支払の事実を証するために不可欠な事項の欠如

領収証その他支払 の事実を証する書類にとって不可欠なのは、いつ(取引年月日)、誰から誰へ(発行者及び購入者)、いくら(金額)の取引かを示すことである。当該書面には金額の記載はあるものの、次の各事項をいずれも欠いている。

ア 取引年月日 いつ成立した取引であるかを示す日付がなく、当該支出が令和 6 年度の補助事業に係るものであるかどうかすら、当該書面からは確認できない。ところが、同年度に補助対象経費として計上された他の支出については、いずれも日付を明記した書面が提出されており、日付の記載を欠くのは本件マイクスピーカーセットに係る当該書面のみである。

イ 購入者(宛名) 誰が購入したのかを示す記載がなく、本件法人による支出であることが、当該書面からは確認できない。

ウ 発行者(販売者)の名称 誰から購入したのかを示す販売者の名称の記載がなく、当該書面が誰の作成に係るものであるかを確認できない。

以上のとおり当該書面によっては、いつ、誰が、誰から、当該物品を購入し、代金を支払ったのかを、いずれも確認することができない。

加えて、当該書面は、次の各事項をも欠いている。すなわち、適格請求書の記載事項として消費税法第 57 条の 4 第 1 項が定める登録番号の記載がなく(当該書面が適格請求書に当たらないことは、前記 1)のとおりである。)、また、取引を特定し、同一の書面が他の支出の証ひょうとして重複して用いられていないかを確認するための注文番号の記載もない。これらは、支払の事実を証するためにそれ自体が不可欠な事項とまではいえないが、当該書面の証ひょうとしての価値を更に減じるものである。

3) 本件法人の会計帳簿にも計上がないこと

加えて、当該物品は、本件法人の令和 6 年度法人決算書(甲 13)に計上された形跡がない(同決算書の設備備品欄は空欄である。)。本件法人自身の会計帳簿も、当該支出の存在を示していない。

4) 市自身が示す審査によっても支出の実在を確認できないこと

大垣市は、令和 8 年 6 月 8 日の市議会において、要綱が収支決算書の提出を求めており、それに基づいて補助事業に係る支出の確認を行っていたことから、領収書の添付がない場合においても審査は適正に行っていたと考えている旨を答弁している。また、平成 28 年 3 月発出の文部科学大臣通知(朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について)において適正かつ透明性のある執行の確保が求められていることを受けて、現在は領収書の添付を求める運用としている旨を答弁している(甲 15) 。

しかしながら、本件マイクスピーカーセットについては、そのいずれの審査によっても支出の実在を確認することができない。

まず、令和 6 年度の審査の時点において既に領収書の添付を求める運用がとられていたのであれば、支払を証する正規の書類(領収書又はこれに代わる

証ひょう)を欠く当該書面をもって補助対象経費と認定したことは、市自身の運用に反する。

仮に当該運用が令和 6 年度の審査より後に開始されたものであるとしても、結論は異ならない。収支決算書は、補助事業者が自ら支出の内容及び金額を記載して作成する集計文書であって、それ自体が当該支出のあったことを示すものではない。市のいう収支決算書に基づく支出の確認が確認としての意味を持つのは、決算書に記載された各支出について、これを裏づける証ひょうと突き合わせる場合に限られる。しかるに、本件マイクスピーカーセットについて本件法人が提出した裏づけの資料は、前記の書面(甲 2-9)のみであり、同書面は取引年月日・購入者・発行者のいずれをも欠くのであるから、収支決算書の記載を裏づけるものとならない。加えて、当該物品は、本件法人自身の令和 6 年度決算書にも計上されていない。

したがって、いずれにせよ、大垣市は、支出の実在を確認しないまま 23,980 円を補助対象経費と認定したものである。

しかも、当該書面は、大垣市が令和 6 年度の補助金の額の確定に係る決裁文書(「令和 6 年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)」。甲 2-11)の添付書類として綴られていた。本件マイクスピーカーセットの写真及び当該購入明細は、当該決裁文書に添付されているのであって、大垣市は、これらを確認したうえで補助金の額を確定したものである。すなわち、見落としたのではなく、支払の事実を確認し得ない書面を現に確認しながら、これを補助対象経費と認定したものというほかない。

問題は、領収書という書式の有無ではなく、支出の実在の確認を欠いたまま公金を交付した点にある。支出の実在が確認できない経費は、補助対象経費として認定する前提を欠くものであり、規則第 11 条第 1 項所定の取消事由に該当する。これは、補助対象該当性以前の、支出の存否という事実の問題である。

しかるに、大垣市は、この書面をもって補助対象経費と認定し、公金を交付した。要綱(甲 10)第 11 条は実績報告に収支決算書の添付を求め、同要綱第 12 条は市長がその内容を審査して交付額を確定すると定めている。大垣市は、審査すべき義務を負いながら、支払の事実を証しない書面を漫然と受理し、これを補助対象経費と認めたものである。

重大なのは、この不備が大垣市の審査において全く看過されたことである。この不備は、請求人小田環が令和 8 年 4 月 27 日に開示を受けた資料(甲 24)を精査することによって、初めて明らかになったものである。行政の審査が本来果たすべき役割は、まさにこのような不備を発見することにある。それが大垣市の審査において機能せず、住民の側からの情報公開請求と精査によって初めて発見されたという事実は、市の補助金審査体制に重大な欠陥があることを示すものにほかならない。

大垣市の令和 8 年 7 月 7 日付け返還請求は、この 23,980 円をどのように扱ったのかが明らかでない。また、審査を担当した職員の落ち度の有無が検討された形跡もない。本請求は、本件マイクスピーカーセット 23,980 円及びその利息について本件法人から回収できない場合において、審査を担当した職員に落ち度があるときは、その職員に対する損害賠償請求の可否を検討し、必要な措置をとることを求めるものであり、この点についてもなお怠る事実が継続している。

⑶　利息の請求を全く行っていないこと

～本件法人は悪意の受益者であり、利息を付して返還すべきこと

本件法人は、3 市すべてに対し自ら申請書及び実績報告書を提出し、同一の証ひょうを添付した。したがって、3 市に補助を申請していることを、申請の主体である本件法人が知らなかったとする余地はない。加えて、次の各事情は、本件法人が実支出を超える補助を受けていることを認識していたことを裏づける。

①　大垣市及び岐阜市に対し異なる自己負担額を申告していること

令和 5 年度の放送設備修繕 123,200 円について、本件法人は、大垣市には自己負担 13,200 円(修繕 123,200 円から大垣市補助金 110,000 円を差し引いた額)と申告する一方で、岐阜市には自己負担 65,634 円(総事業費 340,634 円から岐阜市補助金 275,000 円を差し引いた額)と申告している。いずれも当該提出先の補助金額から逆算した数値にすぎず、現実の自己負担は 0 円であって、各市への申告はいずれも事実に反する。

令和 6 年度についても、本件法人は大垣市に自己負担 113,668 円と申告しているが(甲 2-6)、同年度の実支出 218,668 円は岐阜市補助金により全額が補填されており(甲 5-1・甲 5-3)、現実の自己負担は 0 円であるから、この申告もまた事実に反する。

②　受領した補助金を自ら一括して計上していたこと

本件法人の令和 6 年度決算書(甲 13)には、「県市町村補助金」として 1,138,650 円が一括して計上されている。他方、岐阜県が同年度に本件法人に対して交付した補助金は、私立専修学校等教育振興費補助金 657,000 円であり、これ以外に岐阜県から本件法人に対する補助金の支出は確認されない(甲 20-2)。したがって、仮に本件法人が大垣市からのみ市町村の補助金を受けていたとすれば、同科目に計上されるべき額は、岐阜県の 657,000 円と大垣市の 105,000 円との合計 762,000 円にとどまるはずである。本件 3 市のすべてから受けていたとしても、その額は 1,030,168 円である。現に計上された 1,138,650 円は、これらをいずれも上回る。なお、学校法人会計においては、補助金は交付決定があった日の属する年度の収入として計上するものとされているから、令和 6 年度決算書に計上された補助金は、同年度に交付決定を受けた補助金に対応する。

本件法人は、各市に対しては当該市の補助金のみを収入として記載した収支決算書を提出する一方(甲 1-6、甲 2-6、甲 4-1、甲 5-1)、自らの決算書においては、交付主体ごとに区分することなく、これらを一の科目に集約して計上している。すなわち、各市に対する報告は交付主体ごとに分断されているが、本件法人身の会計においては、受領した補助金が一箇所に集約され、その総額が把握されていた。

多重申請の理由につき担当者の認識不足であったとする説明は、各市への申請を担当した者が他市への申請を知らなかったという趣旨に解されるところ、本件法人の会計は現に各交付主体からの補助金を集約して処理しているのであるから、法人としてこれを把握していなかったということはできない。

③　説明の内容

本件法人は、報道に対し「悪意はなく事務処理上のミスだった」と説明したとされ(甲 18)、また、大垣市に対しては担当者の認識不足であった旨を説明している。しかし、これらは加害の意図がなかったことを述べるにとどまり、法律上の原因のないことを知っていたこと自体を否定するものではない。本件法

人は、前記①のとおり、大垣市及び岐阜市に対し異なる自己負担額を申告しており、単なる事務処理上の過誤という説明とは相容れない。

以上の事情に照らせば、本件法人は、実支出を超える補助を受けていることを知りながら受領した悪意の受益者(民法第 704 条)であるという他ない。したがって、返還の範囲は元本にとどまらず、受領日の翌日(令和 5 年度分は令和 6 年 5 月 25 日、令和 6 年度分は令和 7 年 5 月 10 日)から完済までの法定利率(年 3 パーセント)による利息に及ぶ。大垣市の要綱及び規則には加算金の規定がないから、市がこの利息を請求しない限り、本件法人は法律上の原因なく受領した補助金を無利息で保持したうえ元本のみを返還すれば足りることとなり、著しく不当である。

大垣市の令和 8 年 7 月 7 日付け返還請求は、元本のみを求めるものであり、受領日の翌日からの利息の請求を全く行っていない。

本件法人は、同一の証ひょうを 3 市に提出して重複して補助を受けており、実支出を超える補助を受けることを知りながら受領した悪意の受益者である。民法第 704 条により、受領の日の翌日から年 3 パーセントの利息を付して返還すべきものである。

本件法人が各年度において各市に提出した収支予算書(申請段階)及び収支決算書(実績段階)を対比すると、他市の補助金を一貫して記載していないことが明らかである。

令和 5 年度については、令和 5 年 6 月 20 日付け補助金交付申請書に綴られた収支予算書(甲 1-3)に、大垣市補助金 110,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 540,000 円・合計 650,000 円と記載され、令和 6 年 3 月 31 日付け実績報告書に綴られた収支決算書(甲 1-6)に、大垣市補助金 110,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 13,200 円と記載されている。いずれにも岐阜市の補助金の記載はない。他方、岐阜市に提出した令和 5 年度の収支決算書(甲 4-1)にも、大垣市の補助金の記載は一切ない。

令和 6 年度については、令和 6 年 6 月 6 日付け補助金交付申請書に綴られた収支予算書(甲 2-3)に、大垣市補助金 105,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 695,000 円・合計 800,000 円と記載され、令和 7 年 3 月 31 日付け実績報告書に綴られた収支決算書(甲 2-6)に、大垣市補助金 105,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 113,668 円・合計 218,668 円と記載されている。いずれにも岐阜市の補助金の記載はない。他方、岐阜市に提出した令和 6 年度の収支決算書(甲 5-1)にも、大垣市の補助金の記載は一切ない。

令和 7 年度については、令和 7 年 5 月 23 日付けで大垣市に提出された収支予算書(甲 26) に、大垣市補助金 105,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 395,000 円・合計 500,000 円と記載され、岐阜市の補助金の記載がない。他方、令和 7 年 5 月 26 日付けで岐阜市に提出された収支予算書 (甲 27)には、岐阜市補助金 270,000 円・学校法人岐阜朝鮮学園 494,000 円・合計 764,000 円と記載され、大垣市の補助金の記載がない。同一年度の同一の補助事業について、各市に対し、他市の補助金を除いた収支を提出していたものである。

しかるに、大垣市の指導を経た後の令和 8 年 3 月 31 日付け収支決算書(甲 3-2)においては、大垣市 44,455 円・岐阜市 142,436 円・羽島市 0 円・合計 186,891 円と記載され、本件法人の欄は空欄、すなわち自己負担はゼロとされている。申請段階において各市に対し自己負担として申告していた金額は、実際には存在しなかったことになる。

以上のとおり、本件法人は、令和5年度から令和7年度まで一貫して、各市に提出する収支の書類に他市の補助金を記載せず、指導を受けて初めて実態を記載するに至ったものである。この事実は、本件法人が各市の補助金を知りながら、これを各市に対して秘匿していたことを示すものである。

本件法人が各市に提出した収支決算書(甲1-6、甲2-6)においては、当該市の補助金のみを収入として記載し、他市の補助金を記載していない。この記載により、他市から交付を受けた補助金は、申請先の各自治体から隠れ、把握し得ない状態となっていた。他方、本件法人自身の決算書(甲13)においては、これらを合算して計上している。令和8年3月に報道により重複が明らかとなるまで、上記のとおり各市への申告において他市の補助金を記載しなかったことは、重複して補助を受けていることを認識しながら、これを各市に対して秘匿していたことを示すものである。

なお、岐阜市においては、補助金の交付決定を取り消した場合には受領の日から返還の日までの日数に応じた年10.95パーセントの加算金を徴収する旨の規定が設けられており(甲12)、同市は本件について加算金を含めて既に回収を完了している。この年10.95パーセントという割合は、通常の利息(年3パーセント)の三倍を超えるものであり、不正に補助金を受給した者に対し通常の利息をはるかに超える負担を課すことで、いわゆるやり得を許さないという趣旨に出たものである。大垣市においては、要綱にも規則にも加算金の規定がなく、利息の請求もされていない。この点は、令和元年度についても同様であり、大垣市は年度を問わず利息を一切請求していない。このままでは、本件法人は法律上の原因なく受領した補助金を無利息で保持し得たこととなる。利息請求権の行使を怠る事実は、なお継続している。

同一の多重申請という一個の事象に対する3市の対応を対比すると、大垣市の対応の特異性は明らかである。羽島市は、令和5年度について補助金の全額の返還を求めた(甲9)。岐阜市は、同市の補助金等交付規則(甲12)に基づき、元本の返還に加えて年10.95パーセントの加算金を課し、既にその回収を完了している。これに対し大垣市は、令和6年度について、要綱にも規則にも根拠のない按分計算により、本来105,000円全額が返還されるべきところを34,063円に圧縮し、その上で年3パーセントの利息すら請求していない。

他の2市がいずれも厳正な対応を執っているにもかかわらず、大垣市のみが元本を圧縮し、利息も加算金も徴収しないという対応を執ったことにより、本件法人が大垣市に対して負う負担は著しく軽減されている。市が本来行使すべき請求権を行使せず、市民の財産の回収を放棄することは、市長に与えられた裁量の範囲を超えるものであって、市民の財産を適正に管理すべき義務に反するものといわざるを得ない。

⑷　再発防止のための措置について（再発を防ぐために求めること）

同じ問題を繰り返さないため、次の措置をとること。

①　他の自治体との照合を、確定前の確認手順として制度に組み込むこと。同種の補助制度を有する岐阜県・岐阜市・羽島市その他の自治体との間で、補助対象経費及び証ひょうを相互に照合する仕組みを設けること。

②　支払を示す書類は、取引年月日、宛名(支払者)、発行者(相手方)の名称、品名及び数量並びに金額が記載された原本又はこれに準ずるもので確認すること。市は令和8年6月8日の市議会において、令和8年4月に財政課から全庁

に対し補助金執行の適正化に関する通知(通帳の写しや領収書等による支出事実の確認、他市町村等からの補助金との重複受給の有無の確認等)を行った旨を答弁しており(甲 15)、当該通知の運用にあたり継続してこれを徹底すること。あわせて、補助金の交付後は、その根拠となった証ひょうの原本に、金額等の記載を判読することができる態様で、補助金を交付した旨の消去し得ない表示を重ねて付し、同一の証ひょうが他の補助金の申請に重複して用いられることを防ぐこと。

③　交付決定と異なる事業が行われ、変更の承認がない場合には補助金を交付しないこと。予定された事業と実績とが異なる種類の事業であった場合に、これを漫然と補助対象とすることのないよう徹底すること。

④　返還に加え、加算金を徴収できる規定を整備すること。岐阜市補助金等交付規則第 21 条第 1 項(甲 12)は、「交付決定の取消しに伴い補助金の返還を命ぜられたときは、受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合による加算金を納付しなければならない」と定めている。この年 10.95 パーセントという割合は、通常の利息(年 3 パーセント)の三倍を超えるものであり、不正に受給した者に対し、通常の利息をはるかに超える負担を課すことで、いわゆるやり得を許さないという趣旨に出たものである。これに対し、大垣市にはこの種の規定がなく、本件法人が返還に応じても元本を返すのみで足り、不正な受給に対する抑止が働かない。市自身、令和 8 年 6 月 8 日の市議会において、県内複数市に加算金制度が設けられていることを踏まえ、本市においても加算金制度を含め不正行為の抑止の実効性を担保できる仕組みを検討する旨を答弁しており、その整備を求める。

⑤　本件補助金の交付要綱を、市のホームページ上でその所在を明示し、当該要綱にたどり着くことができる方法(リンクの設定等)により公表すること。例えば羽島市は、同市の本件法人に対する補助金交付要綱を例規集に掲載して公表している。これに対し、大垣市の要綱は市のホームページ等にも掲載されておらず、要綱すら公表されていなかったことは、住民が本件のような問題に気づくことを著しく困難にしていた。

⑥　人数割補助について、要綱第 4 条の要件(大垣市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること)を確認できる資料を整えること。現在、人数割の根拠として提出されている在学証明書(甲 14)には、項目名として「初級部」「姓名」「生年月日」が記載されているにとどまり、住所を記載する欄が設けられていない。そこで、在学証明書に住所を記載させること、住民票の写しその他要件を証する書類の添付を求めること、及び確認の経過を記録に残すことを求める。本件法人は現在休校中であるが、再開した場合又は他の同種団体に補助する場合に備え、あらかじめ整備しておく必要がある。

⑦　補助金関係文書における交付対象者の名義を、法人の正式名称である「学校法人岐阜朝鮮学園」に統一すること。

本件補助金の交付対象は、「学校法人岐阜朝鮮学園」である。岐阜朝鮮初中級学校は、同法人が設置する学校の名称であって、法人格を有しない。しかるに、大垣市が作成した補助金関係文書のうち、重要な書類である交付決定通知書、確定通知書等に、交付対象者として、存在しない法人名である「学校法人岐阜朝鮮初中級学校」との記載が繰り返されている。

年度	文書名	当該文書の記載	正しい法人名
令和5年度	交付決定通知書（甲1-4）	令和 5 年度学校法人岐阜朝鮮初中級学校に対する補助事業	学校法人岐阜朝鮮学園
令和5年度	確定通知書（甲1-8）	学校法人岐阜朝鮮初中級学校	学校法人岐阜朝鮮学園

年度	文書名	当該文書の記載	正しい法人名
令和6年度	交付決定通知書（甲2-4）	学校法人岐阜朝鮮初中級学校に対する補助事業	学校法人岐阜朝鮮学園
令和6年度	確定通知書（甲2-10）	学校法人岐阜朝鮮初中級学校	学校法人岐阜朝鮮学園

他方、本件法人が提出した実績報告書等には「岐阜朝鮮学園」と記載されており(甲1-5、甲2-5)、文書の種類によって名義が一致していない。

交付対象者の名義が文書ごとに異なる状態は、過去の交付実績との照合や、他の地方公共団体との突合を困難にする。ある地方公共団体の文書に「学校法人岐阜朝鮮学園」と記載され、他の地方公共団体の文書に「学校法人岐阜朝鮮初中級学校」と記載されていれば、照合しようとする者にとって別個の法人と認識されやすく、重複を確認する端緒が失われる。

今後発行する文書について名義を統一すること、記載の誤りを防ぐ確認手順を設けること、及び過去に発行した文書の記載について必要な整理を行うことを求める。

⑸　交付決定の内容と異なる事業の実施(規則第条第1項の取消事由)

要綱第5条は交付申請に際して事業計画書及び収支予算書等の提出を求め、要綱第6条は市長が申請の内容を審査し適当と認めたときに交付を決定すると定める。したがって、交付決定の内容は、申請書に添付された事業計画書及び収支予算書によって具体的に画される。現に、各年度の交付決定通知書(甲1-4、甲2-4)に記載された「補助事業に要する経費」は、収支予算書の合計額をそのまま認定したものである。

本件法人が各年度に提出した事業計画書(助成による事業その他の計画書)及び収支予算書(甲1-2・甲1-3、甲2-2・甲2-3)の内容と、大垣市に実績報告された事業(甲1-6、甲2-6)とを対比すると、次のとおり、計画された事業と実施された事業とは大きく食い違う。

年　度	事業計画書・収支予算書の内容 (交付決定の基礎)	大垣市に実績報告された事業
令和5年度	修繕費500,000円(購入品名「浄化槽他」、規格等「一式」）/教材購入150,000円（合計650,000円）	放送設備修繕費123,200円のみ (合計 123,200円)
令和6年度	修繕費500,000円(購入品名「修繕費」、規格等「体育館、校舎補修」）/教材購入300,000円 （合計800,000円）	教材購入費150,688円(学友書房)、一階陸屋根修繕工事33,000円(宮本建設株式会社)、調律11,000円(有限会社ミュージックワールド)、本件マイクスピーカーセット23,980円(合計218,668円)

すなわち、両年度とも、事業計画書において修繕費500,000円の内容として具体的に特定された事業―令和5年度は「浄化槽他一式」、令和6年度は「体育館、校舎補修」―は、いずれも実施されていない。これに代えて、令和5年度は放送

設備の修繕 123,200 円が、令和 6 年度は一階陸屋根修繕工事 33,000 円及び調律 11,000 円並びに本件マイクスピーカーセットの購入 23,980 円が行われている。令和 5 年度について本件法人が大垣市に提出した説明書(甲 1-7)にも、「老朽化した設備(放送機器)の修繕し、校内ベルを正常にならせるようになった」と記載されており、実施された事業が放送機器及び校内ベルの修繕であったことが確認できる。

◆軽微な変更に当たらないこと

要綱第 10 条は、交付決定後に補助事業の内容を変更するときは変更交付等申請書を提出して市長の承認を得なければならないと定め、ただし軽微な変更はこの限りでないとする。本件の変更は、次の理由により軽微な変更に当たらない。

① 対象となる設備が異なること。令和 5 年度は、事業計画書に購入品名として「浄化槽他」と特定されていた。浄化槽は汚水処理のための衛生設備であり、実施された放送設備(放送機器)は校内放送のための機器であって、設備としての種類も機能も異なる。令和 6 年度は、規格等として「体育館、校舎補修」と特定されていたところ、実施されたのは一階陸屋根の修繕工事及びピアノの調律であり、建物本体の補修とは対象も工事の性質も異なる。とりわけ本件マイクスピーカーセットは、事業計画書のいずれの費目にも対応せず、そもそも教材にも施設にも当たらない。

② 事業の規模が著しく縮小していること。令和 5 年度は、交付決定通知書に記載された補助事業に要する経費 650,000 円に対し、実績報告された事業費は 123,200 円であり、約 81 パーセントの減少である。修繕費のみを見ても、500,000 円の計画に対し 123,200 円であって約 4 分の 1 にとどまる。令和 6 年度は、経費 800,000 円に対し実績 218,668 円で約 73 パーセントの減少であり、修繕費に至っては 500,000 円の計画に対し， 44,000 円と約 11 分の 1 である。軽微な変更とは、補助事業の同一性が保たれたまま細部が変動する場合をいうものと解されるところ、事業費が 5 分の 1 以下ないし 4 分の 1 程度にまで縮小する変更が、これに当たるとはいえない。

③ 要綱第 10 条の趣旨に照らしても軽微といえないこと。同条が変更承認を求める趣旨は、市が事業内容の変更を事前に把握し、その適否を審査する機会を確保することにある。事業計画書において購入品名を特定して申請し、これに基づいて交付決定を受けた事業が実施されず、全く別の設備に係る工事が行われたのであれば、それは市が事前に審査すべき典型的な場合であって、承認を要しない軽微な変更として処理し得るものではない。

④ 二年度にわたり同一の態様が反復されていること。令和 5 年度・令和 6 年度のいずれにおいても、事業計画書に特定された修繕費 500,000 円の事業が実施されず、はるかに小規模な別の工事が行われている。したがって、これは偶発的な齟齬ではない。

以上によれば、本件の変更は要綱第 10 条ただし書の軽微な変更に当たらず、同条本文により変更承認を要するものであったが、本件では当該変更承認を受けた形跡がない。

なお、仮に本件法人が当初から実際に実施した事業を行う予定であったというのであれば、それは交付申請の事業計画書が事実に反していたことを意味し、かえって交付決定の前提を欠くこととなる。いずれにせよ、本件法人が交付決定の内容に違反したものであって、規則第 11 条第 1 項所定の取消事由に該当する。取消しをした場合には、規則第 11 条第 2 項により差額の返還を命じなけれ

ばならない。
以上のとおり、大垣市が令和 8 年 7 月 7 日付けで返還請求を行ったことによっても、本請求が対象とする財産の管理を怠る事実は解消していない。
大垣市は、令和元年度・令和 5 年度・令和 7 年度と一貫して、重複分を引き算して返還額を算定してきた。同じ考え方を令和 6 年度に適用すれば、返還額は 105,000 円全額となる。法令上の根拠なく、他の年度との整合性もないまま、令和 6 年度についてのみ按分計算を用い、さらにその按分においても、返還額が最も少なくなる羽島市を除外した 2 市による計算方法を選択したことは、著しく不当であり、差額 70,937 円についてなお怠る事実が継続している。
あわせて、証ひょうの不備と職員の責任の検討がされていないこと、利息が全く請求されていないこと、再発防止措置が執られていないことについても、なお怠る事実が継続している。

3　当該行為等に関して講ずべき必要な措置
⑴　本請求が求める大垣市の補助金 105,000 円と現に請求した 34,063 円との差額 70,937 円の返還請求をすること。
⑵　令和 5 年度、令和 6 年度の補助金の受領日の翌日からの利息（年 3 パーセント）の請求をすること。
⑶　「マイクスピーカーセット」分の補助金返還及びその利息について、本件法人から回収ができない場合で、かつ、職員に落ち度がある場合には職員に対する損害賠償請求の可否を検討し、必要な措置をとること。
⑷　本件法人が返還に応じない場合における督促その他の回収手続についての確認が必要であること。
⑸　再発を防ぐため、他の自治体との照合の制度化、支払を示す書類の原本による確認、交付決定と異なる事業への不交付、加算金を徴収できる規定の整備、要綱の公表、人数割りの要件を確認できる資料の整備、及び交付対象者の名義の統一の各措置をとること。
⑹　交付申請の事業計画書が事実に反しているのであれば、規則第 11 条の取消事由に該当するため、差額の返還を命じること。

4　財務会計上の行為から 1 年以上経過後に請求する場合は、その正当な理由
本請求が対象とするのは、大垣市が本件法人に対して有する返還請求権及び利息請求権の行使を怠る事実(財産の管理を怠る事実)であり、この怠る事実は現に継続しているから、地方自治法第 242 条第 2 項本文の期間制限を受けない(返還請求権の構成は第 2 の 2 のとおり)。仮に、本請求が特定の財務会計上の行為を対象とするものと解され、同項本文の期間制限が及ぶとしても、大垣市の要綱は公表されておらず、住民が相当の注意力をもってしても本件の重複を知ることは困難であったところ、請求人らは、情報公開により事態を知った時(遅くとも令和 8 年 4 月 27 日)から相当の期間内に本請求をしているから、同項ただし書にいう正当な理由がある。

しかも、市が取消権を行使せず、返還請求も行わない状態が続くほど、市が財産の管理を怠っていることはいよいよ明らかになる。仮に期間制限を論じる余地があるとしても、本件の多重補助は 3 市の書類を対照して初めて判明する性質のものであり、住民が相当の注意力をもってしても知ることは困難であった。現に、請求人小田環がその全容を知り得たのは、3 市の情報公開資料が揃った令和 8 年 4 月 27 日であり、請求人[redacted]が事態を知ったのは、同年 8 月に請求人小田環から事情を

聞いたときである。請求人らは、いずれも認識し得た時から速やかに本請求を行っており、そこから1年を経過していないから、本請求は適法である。

◆市自身の事務処理と責任

本件の多重補助が長期にわたり看過されてきた背景には、大垣市自身の事務処理にも看過し得ない問題がある。

第一に、大垣市は、交付決定通知書及び確定通知書という補助金事務の中核をなす文書において、交付対象者を、存在しない法人名である「学校法人岐阜朝鮮初中級学校」と記載し続けてきた。交付対象者の名義が他の地方公共団体の文書と異なれば、照合しようとする者にとって別個の法人と認識されやすく、重複を確認する端緒が失われる。大垣市は、公金の交付対象者すら正確に特定しないまま、毎年度、補助金の交付決定及び額の確定を行ってきたものである。

第二に、大垣市は、実績報告の審査において、支払を証する書類を確認しないまま補助対象経費を認定していた。令和 6 年度の本件マイクスピーカーセット23,980円については、前出のとおり、取引年月日・購入者・発行者及び注文番号のいずれをも欠き、支払の事実すら確認できない書面をもって補助対象経費と認定している。

第三に、大垣市は、要綱第10条の変更承認を経ていないにもかかわらず、交付決定の内容と異なる事業について補助金を交付している。

このように、大垣市は、交付対象者の特定、支出の実在の確認、交付決定の内容との一致という、補助金事務の基本的な確認をいずれも欠いたまま公金を交付してきた。すなわち、多重補助が発見されなかったのは、本件法人の行為のみによるものではなく、こうした市の事務処理の実情に由来するところが大きい。

5　添付書面

別紙1　証拠証明書

本請求において事実を証する書面として提出する書類は、次のとおりである。書類はいずれも写しを提出する。情報公開請求により開示を受けた書類については、開示を受けた書面を提出する。情報公開請求により開示を受けた書類は、書類の区切を示す記載なく一括して交付されたものである。書類指定上の誤解を防ぐため、各書類を個別に号証として特定している。

【添付書面】

別紙１　証拠証明書

大垣市 令和５年度関係(情報公開請求により令和８年４月 27 日に開示)

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 1-1	補助金交付申請書(令和 5 年 6 月 20 日付)	令和５年 6 月 20 日	本件法人	補助金の申請がされたこと。補助事業の目的として「教材購入及び施設整備の補助」と記載されていること。
甲 1-2	助成による事業その他の計画書(2023 年度)	令和５年頃 (記載なし)	本件法人	事業計画として購入品名「浄化槽他」規格等「一式」金額 500,000 円が記載されていること。要綱第５条に基づき申請に添付された書類であること。
甲 1-3	補助事業に係る収支予算書(2023 年度)	令和５年頃 (記載なし)	本件法人	教材費 150,000 円・修繕費 500,000 円の合計 650,000 円と記載され、手書きで「補助対象経費 650,000 円」とあること。
甲 1-4	補助金交付決定通知書(令和５年６月 23 日付 教庶第 87 号の 2)	令和５年 6 月 23 日	大垣市教育委員会	補助事業に要する経費 650,000 円・交付決定額 110,000 円と決定されたこと。補助事業の内容として「令和５年度学校法人岐阜朝鮮初中級学校に対する補助事業」と記載され、法人格を有しない名義が用いられていること。
甲 1-5	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(第５ 号様式・第 11 条関係、令和５年度)	令和６年 3 月 31 日	本件法人	要綱第 11 条に基づき実績報告がされたこと。本件法人が提出した書面には「岐阜朝鮮学園」と正しく記載されていること。
甲 1-6	補助事業に係る収支決算書及び添付書類(請求書、納品書、キャッシュサービスご利用明細、写真等) (令和５年度・大垣市提出分)	令和６年 3 月頃 (記載なし)	本件法人	収入として大垣市補助金 110,000 円・岐阜朝鮮学園 13,200 円、支出として修繕費(放送機器) 123,200 円と記載され、手書きで「補助事業対象(施設整備費 (修繕))」とあること。事業計画書に記載された浄化槽の設置が実施されず、放送機器の修繕に変わっていること。自己負担額 13,200 円の申告が事実に反すること。
甲 1-7	補助金使用明細書(実績報告書) (令和５年度・大垣市提出分)全２枚	令和６年 3 月頃 (記載なし)	本件法人	「老朽化した設備(放送機器)の修繕し、校内ベルを正常にならせるようになった」と記載されており、実施した事業が放送機器・校内ベルの修繕であることが確認できること。
甲 1-8	補助金確定通知書 (令和６年３月 31 日付 教庶第 87 号の 4)	令和６年 3 月 31 日	大垣市教育委員会	要綱第 12 条により交付決定額と同額の 110,000 円が確定されたこと。他市の補助金を控除する処理がされていないこと。交付対象者として「学校法人岐阜朝鮮初中級学校」と記載されていること。
甲 1-9	令和 5 年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)	令和６年 1 月 22 日～令和６ 年 3 月 31 日	大垣市教育委員会	令和５年度の補助金の額の確定に係る決裁文書であること。表題が「令和５年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)」であること。アプロ通信に係る請求書、納品書、キャッシュサービスご利用明細及び写真が添付書類として綴られていること。これらの添付書類は、甲 1-6 添付のもの及び甲 4-3 と同一であり、その現物は大垣市令和５年度分一件書類(甲 23)に含まれること。

大垣市　令和６年度関係（情報公開請求により令和８年４月 27 日に開示）

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 2-1	補助金交付申請書(令和 6 年 6 月 6 日付)	令和 6 年 6 月 6 日	本件法人	補助金の申請がされたこと。補助事業の目的として「教材購入及び施設整備の補助」と記載されていること。
甲 2-2	助成による事業その他の計画書(2024 年度)	令和 6 年頃(記載なし)	本件法人	購入品名「修繕費」規格等「体育館、校舎補修」金額 500,000 円、及び教材購入 300,000 円の計画が記載されていること。
甲 2-3	補助事業に係る収支予算書(2024 年度)	令和 6 年頃(記載なし)	本件法人	修繕費 500,000 円・教材費 300,000 円の合計 800,000 円の予算が記載されていること。
甲 2-4	補助金交付決定通知書(令和 6 年 6 月 10 日付 教庶第 113 号の 2)	令和 6 年 6 月 10 日	大垣市教育委員会	補助事業に要する経費 800,000 円・交付決定額 105,000 円と決定されたこと。補助事業の内容として「学校法人岐阜朝鮮初中級学校に対する補助事業」と記載され、法人格を有しない名義が用いられていること。
甲 2-5	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(第 5 号様式・第 11 条関係、令和 6 年度)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人	要綱第 11 条に基づき実績報告がされたこと。本件法人が提出した書面には「岐阜朝鮮学園」と正しく記載されていること。
甲 2-6	補助事業に係る収支決算書及び添付書類(領収書、見積書、請求書、購入明細、写真等)（令和 6 年度・大垣市提出分）	令和 7 年 3 月頃(記載なし)	本件法人	事業費 218,668 円、収入として大垣市補助金 105,000 円・岐阜朝鮮学園 113.668 円と記載されていること。計画された体育館・校舎補修が実施されていないこと。※岐阜市補助金 218,668 円により実支出全額が補填されており本件法人の実際の自己負担は 0 円であるから、113,668 円の申告は事実に反すること。
甲 2-7	補助金使途明細書(令和 6 年度)	令和 7 年 3 月頃(記載なし)	本件法人	「教材購入各種」「修繕費一階屋根」「調律」「ワイヤレススピカー(原文ママ)」の記載があり、合計 218,668 円となること。日付の記載がないこと。
甲 2-8	実績報告書添付写真(令和 6 年度)	令和 7 年 3 月頃(記載なし)	本件法人	本件マイクスピーカーセットの写真に手書きで「ワイヤレススピーカー」との記載があるにとどまり、機器の説明が一切ないこと。
甲 2-9	本件マイクスピーカーセット 23,980 円に係る購入明細	記載なし	記載なし	一見すると上部が切除されたように見え、取引年月日、購入者(宛名)、発行者の名称及び登録番号並びに注文番号のいずれをも欠くこと。商品名として「Moukey ワイヤレスマイクスピーカーセット PA セット出力 200W カラオケセット PA セット 12 インチサブウーファーBluetooth 対応充電式 VHF マイク録音 MP3/USB/TF/FM 放送 8-20 使用時間(12 インチ) MTs12-11 B088FV3XPQ」と表示されていること。
甲 2-10	補助金確定通知書(令和 7 年 3 月 31 日付教庶第 113 号の 4)	令和 7 年 3 月 31 日	大垣市教育委員会	要綱第 12 条により交付決定額と同額の 105,000 円が確定されたこと。他市の補助金を控除する処理がされていないこと。交付対象者として「学校法人岐阜朝鮮初中級学校」と記載されていること 。
甲 2-11	令和 6 年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)	令和 7 年 3 月 31 日	大垣市教育委員会	令和 6 年度の補助金の額の確定に係る決裁文書であること。表題が「令和 6 年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)」であること。本件マイクスピーカーセットの写真及び購入明細(甲 2-9) が添付書類として綴られており、大垣市がこれらを確認したうえで額を確定したこと。

大垣市　令和７年度関係（情報公開請求により令和８年４月 27 日に開示）

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 3-1	補助事業実績報告書(第５号様式･第 11 条関係、令和７年度)	令和８年 ３月 31 日	本件法人	要綱第 11 条に基づき実績報告がされたこと。
甲 3-2	補助事業(施設整備費・教材整備費)に係る収支決算書(抜粋)(令和７ 年度)	令和８年 ３月 31 日	本件法人	総事業費 186,891 円のうち、補助金大垣市決算額 44,455 円・岐阜市決算額 142,436 円と記載されていること。
甲 3-3	補助金確定通知書(令和８年３月 31 日付教庶第 295 号の 2)	令和８年 ３月 31 日	大垣市教育委員会	要綱第 12 条により「補助事業に要する経費」を 44,455 円、補助金確定額を 44,455 円と確定したこと。総事業費 186,891 円から岐阜市確定額 142,436 円を控除した残額であること。大垣市が他市補助金で補填された経費を補助対象経費から除外する解釈を現に採用したことを示す資料であること。
甲 3-4	令和 7 年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)	令和８年 ３月 31 日	大垣市教育委員会	令和 7 年度の補助金の額の確定に係る決裁文書であること。表題が「令和７年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)」であること。

岐阜市関係(情報公開請求により令和８年４月 24 日に開示)

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 4-1	補助事業に係る収支決算書(令和５年度・岐阜市提出分)	令和６年 ３月頃 (記載なし)	本件法人	総事業費 340,634 円が岐阜市補助金 275,000 円と本件法人負担 65,634 円で賄われたとされていること。放送設備修繕費 123,200 円と教材購入費 217,434 円の双方が補助対象経費として計上されていること。大垣市提出分とは自己負担額の申告が異なること。
甲 4-2	補助金等確定通知書(岐阜市指令教委政 53 号)	令和６年 ３月 28 日	岐阜市	岐阜市の令和 5 年度確定額が 275,000 円であること 。
甲 4-3	令和 5 年度岐阜市提出分の証ひょう(アプロ通信株式会社作成の請求書及び納品書並びに十六銀行キャッシュサービスご利用明細)全２枚	令和６年 １月 22 日、同月 26 日	アプロ通信株式会社、株式会社十六銀行	本件法人が岐阜市に提出した放送設備修繕 123,200 円に係る請求書、納品書及び振込明細であること。これらが、大垣市提出分(甲 1-6 添付)及び羽島市提出分(甲 7-1)と、伝票番号 00156108 を含め記載内容のすべてにおいて同一であり、相違するのは各市が施した黒塗りの範囲のみであること。
甲 5-1	補助事業に係る収支決算書(令和６年度・岐阜市提出分)	令和７年 ３月頃 (記載なし)	本件法人	事業費 218,668 円の全額が岐阜市補助金で補填され、本件法人の自己負担額が 0 円であること。
甲 5-2	補助金使途明細書(令和 6 年度・岐阜市提出分)	令和７年 ３月頃 (記載なし)	本件法人	令和 6 年度の補助対象経費の内訳が記載されていること。
甲 5-3	補助金等確定通知書(岐阜市指令教委政第 54 号)	令和７年 ３月 31 日	岐阜市	岐阜市の令和 6 年度確定額が 218,668 円(事業費の全額)であること。
甲 6-1	補助金等確定通知書(令和７年度･岐阜市)	令和８年頃 (記載なし)	岐阜市	岐阜市の令和 7 年度確定額が 142,436 円であること 。

羽島市関係(情報公開請求により開示)

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 7-1	令和 5 年度羽島市補助事業実施報告書及び添付書類(決算書、見積書、請求書、納品書、領収書、写真、補助金確定通知書等)一式(羽島市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類)全 23 枚	令和 5 年 6 月 13 日～令和 6 年 3 月 12 日	本件法人ほか (羽島市が開示)	羽島市に提出された放送機器等の修繕 123,200 円(アプロ通信)の見積書・請求書・領収書等が、大垣市及び岐阜市の各提出分と同一であること)。なお、各市提出分の証ひょうが同一であることは、甲 9 (羽島市監査結果 15 頁以下)でも確認されている。
甲 7-2	補助金確定通知書(令和 6 年 5 月 24 日付)(甲 7-1 のうち)	令和 6 年 5 月 24 日	羽島市	羽島市の令和 5 年度確定額が 49,500 円であること。
甲 8-1	令和 6 年度羽島市補助事業実施報告書及び添付書類(決算書、領収書、写真、補助金確定通知書等)一式(羽島市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類)全 27 枚	令和 6 年 5 月 27 日～令和 8 年 1 月 23 日	本件法人ほか (羽島市が開示)	令和 6 年度についても同一の補助対象経費が羽島市に計上されていること。本件マイクスピーカーセットの写真及びアマゾンの書面等が、大垣市提出分(甲 2-8・甲 2-9)と同一のものとして添付されていること。なお、各市提出分の証ひょうが同一であることは、甲 9 (羽島市監査結果 15 頁以下)でも確認されている。
甲 8-2	補助金確定通知書(令和 7 年 5 月 15 日付)(甲 8-1 のうち)	令和 7 年 5 月 15 日	羽島市	羽島市の令和 6 年度確定額が 49.500 円であること。

監査結果・法令等

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 9	羽島市職員措置請求に係る監査結果について(公表) (監委第 4 号)全 26 枚	令和 8 年 5 月 8 日	羽島市監査委員	3 市の補助金の合計が補助対象経費を上回ること。同年 3 月 25 日に羽島市が岐阜市・大垣市に情報公開請求をしたこと。同年 4 月 16 日に 3 市が本件法人を訪問したこと。同年 5 月 1 日に羽島市が返還請求し同月 12 日に納付されたこと 。
甲 10	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱全 3 枚	―	大垣市 (令和 8 年 3 月、大垣市職員から交付)	補助対象経費(第 2 条)、補助金の額(第 3 条)、補助対象年度(第 4 条)、交付申請(第 5 条)、交付決定(第 6 条)、変更承認(第 10 条)、実績報告(第 11 条)、額の確定(第 12 条)の各定め。なお、余白に「年度」との手書き記載があるが、これは請求人が書き入れたメモである。
甲 11	大垣市補助金等交付規則(昭和 46 年規則第 21 号) 全 4 枚	―	大垣市	交付決定の取消し及び返還命令(第 11 条第 1 項・第 2 項)の各定め。
甲 12	岐阜市補助金等交付規則全 10 枚	―	岐阜市	第 21 条第 1 項が年 10.95 パーセントの加算金を定めていること。

本件法人関係書類

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 13	本件法人の 2024 年度(令和 6 年度)決算書(大垣市情報公開により開示)	令和 7 年頃（記載なし）	本件法人	設備備品欄が空欄であり、本件マイクスピーカーセットの計上がないこと。「県市町村補助金」として 1,138,650 円が一括して計上され、その額が、岐阜県の補助金 657,000 円と本件 3 市の補助金の合計 373,168 円との合計額 1,030,168 円を上回ること。本件法人が、受領した補助金を交付主体ごとに区分せず一の科目に集約して計上していたこと。
甲 14	在学証明書(本件法人の校長名義)(大垣市情報公開により開示)全 3 枚	令和 5 年度～令和 7 年度	本件法人の校長	項目名として「初級部」「姓名」「生年月日」が記載されるにとどまり、住所を記載する欄が設けられていないこと。

議会関係・報道

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 15	大垣市議会令和 8 年第 2 回定例会(令和 8 年 6 月 8 日)一般質問答弁部分書き起こし(岐阜朝鮮学園に対する補助金の多重申請に関する部分の抜粋)全 3 枚	令和 8 年 6 月 8 日	請求人	大垣市教育委員会事務局長が、次の各事項を答弁したこと。(1)本件法人を訪問して聞き取りを行った結果、多重申請の理由につき担当者の認識不足であった旨の説明を受けたこと。(2)返還請求を含め関係市と連携して調査中であり、返還請求を行う場合の根拠・金額・時期はなお未定であること。(3)収支決算書に基づいて支出の確認を行っていたことから、領収書の添付がない場合においても審査は適正に行っていたと考えている旨、及び、平成 28 年 3 月発出の文部科学大臣通知を受けて現在は領収書の添付を求める運用としている旨。(4)令和 8 年 4 月に財政課から全庁に対し、通帳の写し・領収書・契約書等による支出事実の確認、国・県・他市町村等からの補助金との重複受給の有無の確認等を求める通知を行ったこと。(5)加算金制度を含め、不正行為の抑止の実効性を担保できる仕組みを検討する旨。なお、大垣市議会の会議録が確定し公表された場合には、当該会議録をもってこれに代える。
甲 16	産経ニュース「朝鮮学校補助金多重申請か岐阜 3 市に同一領収書」全 2 枚	令和 8 年 4 月 11 日	産経新聞社	請求人が本件を客観的に知り得た時期。
甲 17	産経新聞令和 8 年 5 月 10 日付朝刊 1 面朝鮮学校多重申請継続か岐阜 3 市補助金、6 年度も」及び産経ニュース令和 8 年 5 月 9 日配信)「＜独自＞岐阜の朝鮮学校が令和 6 年度も多重申請、実費上回る補助金で「黒字」返還請求へ」全 4 枚	令和 8 年 5 月 9 日 同月 10 日	産経新聞社	3 市が令和 8 年 5 月末までに超過分を返還する方針とされていたこと。令和 6 年度についても同一の領収書類による多重申請があり、実支出を上回る補助(「黒字」)となっていたことが報じられたこと。

甲 18	産経新聞令和8年5月14日付記事(羽島市の返還請求に関するもの)及び産経ニュース（令和8年5月 13 日配信)「岐阜朝鮮学園の多重申請疑惑、1市に補助金を返還「悪意はなく事務処理のミス」と説明」全4枚	令和8年 5月 13 日 同月 14 日	産経新聞社	羽島市が返還請求し、本件法人が令和 8 年 5 月 12 日に納付したこと。本件法人が「悪意はなく事務処理上のミスだった」と説明したこと。
甲 19	大垣市の情報公開請求に係る公文書部分開示決定通知書(令和 8 年 4 月 27 日開示)	令和8年 4月 27 日	大垣市	請求人が本件監査請求に必要な資料をすべて入手したのが令和 8 年 4 月 27 日であること(「正当な理由」)。

岐阜県関係(公金支出情報)

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 20-1	岐阜県公金支出情報一覧(岐阜朝鮮学園 2023 年度)	令和8年 8月 3 日	岐阜県(請求人が出力)	岐阜県が令和 5 年度に本件法人に対して私立専修学校等教育振興費補助金 704,000 円を交付したこと(支払日令和6年3月24日)。同年度において、これ以外に岐阜県から本件法人に対する補助金の支出が確認されないこと。
甲 20-2	岐阜県公金支出情報一覧(岐阜朝鮮学園 2024 年度)	令和8年 8月 3 日	岐阜県(請求人が出力)	岐阜県が令和 6 年度に本件法人に対して私立専修学校等教育振興費補助金 657,000 円を交付したこと(支払日令和 7 年 4 月 22 日。同日は地方自治法上の出納整理期間内であり、会計年度は令和 6 年度である。)。同年度において、これ以外に岐阜県から本件法人に対する補助金の支出が確認されないこと。本件法人の令和 6 年度決算書(甲 13)に計上された「県市町村補助金」1,138,650 円が、岐阜県及び本件 3 市の補助金の合計額を上回ることの前提となる資料であること 。

岐阜市情報公開資料(一件書類)

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲 21	岐阜市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類(証ひょう類を含む。岐阜市教委政第 105 号及び同第 703 号による開示分)全 28 枚	令和5年 5月8日～令和6年 3月 28 日	本件法人ほか(岐阜市が開示)	本件法人が岐阜市に提出した令和 5 年度の補助事業に係る書類一式であること。甲 4-1 から甲 4-3 までは、いずれもこの開示資料に含まれるものであること。同資料に含まれる証ひょうが、大垣市及び羽島市に提出された証ひょうと同一であること。
甲 22	岐阜市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類(証ひょう類を含む。岐阜市教委政第 161 号及び同第 664 号による開示分)全 29 枚	令和6年 6月4 日～令和7年 3月 31 日	本件法人ほか(岐阜市が開示)	本件法人が岐阜市に提出した令和 6 年度の補助事業に係る書類一式であること。甲 5-1 から甲 5-3 までは、いずれもこの開示資料に含まれるものであること。

甲 23	大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類(証ひょう類を含む。)全 25 枚	令和 5 年 6 月 23 日～令和 6 年 5 月 24 日	本件法人ほか(大垣市が開示)	本件法人が大垣市に提出した令和 5 年度の補助事業に係る書類一式であること。甲 1-1 から甲 1-9 までは、いずれもこの開示資料に含まれるものであること。
甲 24	大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類(証ひょう類を含む。)全 31 枚	令和 6 年 6 月 6 日～令和 7 年 11 月 8 日	本件法人ほか(大垣市が開示)	本件法人が大垣市に提出した令和 6 年度の補助事業に係る書類一式であること。甲 2-1 から甲 2-11 までは、いずれもこの開示資料に含まれるものであること。
甲 25	大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 7 年度分一件書類(証ひょう類を含む。)全 23 枚	令和 7 年 5 月 23 日～令和 8 年 3 月 31 日	本件法人ほか(大垣市が開示)	本件法人が大垣市に提出した令和 7 年度の補助事業に係る書類一式であること。大垣市が令和 7 年度の確定において他市の補助金を控除したこと(甲 3-1 から甲 3-4 まで、甲 6-1)に係る原資料であること。

以上、合計 53 点。情報公開請求により開示を受けた書類(甲 1-1 から甲 8-2 まで並びに甲 1-9、甲 2-11、甲 3-4 及び甲 21 から甲 25 まで)については、開示を受けた書面を提出する。監査委員から追加の書類の提出を求められた場合には陳述の機会において補足する。

※甲 7-1、甲 8-1 及び甲 21 から甲 25 までの各号証は、いずれも情報公開請求により開示を受けた一件書類であり、その形式上、どこまでがどの書面であるかが必ずしも判然としない。個々の書面の特定のため、念のためこれらの号証番号を付したものであって、各年度の補助事業に係る書類一式であることを示す趣旨である。これらの一件書類に含まれる個別の書面のうち主要なものは、別に号証番号を付して摘示しており、各号証の立証趣旨にその対応関係を示すところ、情報公開により開示された書類については、上記の各一件書類においても確認されたい。

別紙２　事実証明書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、次の各書面(いずれも写し)を事実を証する書面として添付する。各書面の作成者、作成日及び立証趣旨は、別紙１証拠説明書のとおりである。

１　大垣市情報公開資料(令和８年４月 27 日に開示)
(令和５年度)
甲 1-1 補助金交付申請書(令和５年６月 20 日付)
甲 1-2 助成による事業その他の計画書(2023 年度)
甲 1-3 補助事業に係る収支予算書(2023 年度)
甲 1-4 補助金交付決定通知書(令和５年６月 23 日付 教庶第 87 号の 2)
甲 1-5 岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(第５号様式・第 11 条関係、令和５年度)
甲 1-6 補助事業に係る収支決算書及び添付書類(請求書、納品書、キャッシュサービスご利用明細、写真等) (令和５年度・大垣市提出分)
甲 1-7 補助金使用明細書(実績報告書) (令和５年度・大垣市提出分)全２枚
甲 1-8 補助金確定通知書(令和６年３月 31 日付 教庶第 87 号の 4)
甲 1-9 令和５年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)
(令和６年度)
甲 2-1 補助金交付申請書(令和６年６月６日付)
甲 2-2 助成による事業その他の計画書(2024 年度)
甲 2-3 補助事業に係る収支予算書(2024 年度)
甲 2-4 補助金交付決定通知書(令和６年６月 10 日付 教庶第 113 号の 2)
甲 2-5 岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(第５号様式・第 11 条関係、令和６年度)
甲 2-6 補助事業に係る収支決算書及び添付書類(領収書、見積書、請求書、購入明細、写真等) (令和６年度・大垣市提出分)
甲 2-7 補助金使途明細書(令和６年度)
甲 2-8 実績報告書添付写真(令和６年度)
甲 2-9 本件マイクスピーカーセット 23,980 円に係る購入明細
甲 2-10 補助金確定通知書(令和７年３月 31 日付教庶第３号の 4)
甲 2-11 令和６年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)(令和７年度)
甲 3-1 補助事業実績報告書(第５号様式・第 11 条関係、令和７年度)
甲 3-2 補助事業(施設整備費・教材整備費)に係る収支決算書(抜粋) (令和７年度)
甲 3-3 補助金確定通知書(令和８年３月 31 日付 教庶第 295 号の 2)
甲 3-4 令和７年度岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について(伺い)
２　岐阜市情報公開資料
(令和５年度)
甲 4-1 補助事業に係る収支決算書(令和５年度・岐阜市提出分)
甲 4-2 補助金等確定通知書(岐阜市指令教委政 53 号)
甲 4-3 令和５年度岐阜市提出分の証ひょう(アプロ通信株式会社作成の請求書及び納品書並びに十六銀行キャッシュサービスご利用明細)全２枚
(令和６年度)
甲 5-1 補助事業に係る収支決算書(令和６年度・岐阜市提出分)
甲 5-2 補助金使途明細書(令和６年度・岐阜市提出分)
甲 5-3 補助金等確定通知書(岐阜市指令教委政第 54 号)
(令和７年度)
甲 6-1 補助金等確定通知書(令和７年度・岐阜市)

3　羽島市情報公開資料
(令和 5 年度)
甲 7-1 令和 5 年度羽島市補助事業実施報告書及び添付書類(決算書、見積書、請求書、納品書、領収書、写真、補助金確定通知書等)一式(羽島市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類)全 23 枚
甲 7-2 補助金確定通知書(令和 6 年 5 月 24 日付) (甲 7-1 のうち)
(令和 6 年度)
甲 8-1 令和 6 年度羽島市補助事業実施報告書及び添付書類(決算書、領収書、写真補助金確定通知書等)一式(羽島市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類)全 27 枚
甲 8-2 補助金確定通知書(令和 7 年 5 月 15 日付) (甲 8-1 のうち)
4　監査結果・法令等
甲 9　羽島市職員措置請求に係る監査結果について(公表) (監委第 4 号)
甲 10　岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱
甲 11　大垣市補助金等交付規則(昭和 46 年規則第 21 号)
甲 12　岐阜市補助金等交付規則
5　本件法人関係書類
甲 13　本件法人の 2024 年度(令和 6 年度)決算書(大垣市情報公開により開示)
甲 14　在学証明書(本件法人の校長名義) (大垣市情報公開により開示)
6　議会関係
甲 15　大垣市議会令和 8 年第 2 回定例会(令和 8 年 6 月 8 日)一般質問答弁部分書き起こし(岐阜朝鮮学園に対する補助金の多重申請に関する部分の抜粋)
7　報道
甲 16　産経ニュース「朝鮮学校補助金多重申請か 岐阜 3 市に同一領収書」(令和 8 年 4 月 11 日)
甲 17　産経新聞令和 8 年 5 月 10 日付朝刊 1 面「朝鮮学校多重申請継続か 岐阜 3 市補助金、6 年度も」及び産経ニュース(令和 8 年 5 月 9 日配信)「<独自>岐阜の朝鮮学校が令和 6 年度も多重申請、実費上回る補助金で「黒字」返還請求へ」
甲 18　産経新聞令和 8 年 5 月 14 日付記事(羽島市の返還請求に関するもの)及び産経ニュース (令和 8 年 5 月 13 日配信)「岐阜朝鮮学園の多重申請疑惑、1 市に補助金を返還「悪意はなく事務処理のミス」と説明」
8　情報公開請求関係
甲 19　大垣市の情報公開請求に係る公文書部分開示決定通知書(令和 8 年 4 月 27 日開示)
9　岐阜県公金支出情報
甲 20-1 岐阜県公金支出情報一覧(岐阜朝鮮学園　2023 年度)
甲 20-2 岐阜県公金支出情報一覧(岐阜朝鮮学園　2024 年度)
10　岐阜市情報公開資料 (一件書類)
甲 21　岐阜市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類(証ひょう類を含む。岐阜市教委政第 105 号及び同第 703 号による開示分)全 28 枚
甲 22　岐阜市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類(証ひょう類を含む。岐阜市教委政第 161 号及び同第 664 号による開示分)全 29 枚
甲 23　大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 5 年度分一件書類(証ひょう類を含む。) 全 25 枚
甲 24　大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 6 年度分一件書類(証ひょう類を含む。) 全 31 枚
甲 25　大垣市情報公開請求により開示を受けた令和 7 年度分一件書類(証ひょう類を含む。) 全 23 枚
以上、合計 53 点。

【補正書より】

別紙１　（追加分）証拠説明書

（令和８年８月10日付け大垣市職員措置請求に係る意見書添付分）

号証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲26	補助事業に係る収支予算書（令和７年度・大垣市提出）	令和７年５月23日	学校法人岐阜朝鮮学園	本件法人が大垣市に提出した令和７年度の収支予算書であること。大垣市補助金105,000円・学校法人岐阜朝鮮学園395,000円・合計500,000円と記載され、岐阜市の補助金の記載が一切ないこと。申請段階では自己負担を395,000円と申告していたこと。
甲27	補助事業に係る収支予算書（令和７年度・岐阜市提出）	令和７年５月26日	学校法人岐阜朝鮮学園	本件法人が岐阜市に提出した令和７年度の収支予算書であること。岐阜市補助金270,000円・学校法人岐阜朝鮮学園494,000円・合計764,000円と記載され、大垣市の補助金の記載が一切ないこと。申請段階では自己負担を494,000円と申告していたこと。同一年度の同一事業について、大垣市向けとは異なる事業費・異なる自己負担額を申告していること。

別紙２　（追加分）事実証明書

（令和８年８月10日付け大垣市職員措置請求に係る意見書添付分）

甲26 本件法人が大垣市に提出した令和７年度の収支予算書（令和７年５月23日付）。大垣市補助金105,000円・学校法人岐阜朝鮮学園395,000円・合計500,000円の記載があり、岐阜市の補助金の記載がないこと。全１枚

甲27 本件法人が岐阜市に提出した令和７年度の収支予算書（令和７年５月26日付）。岐阜市補助金270,000円・学校法人岐阜朝鮮学園494,000円・合計764,000円の記載があり、大垣市の補助金の記載がないこと。全１枚

以上、合計２点。

別紙３　（補充）証拠の作成日・作成者の補充に関する一覧表

１　趣旨

本請求において提出した証拠のうち、措置請求書の証拠説明書では作成日を「（記載なし）」等としていたものがある。これは、当該証拠が情報公開請求により開示を受けた書類の一部であり、開示を受けた段階では、どこからどこまでが一体の書類であるかを判別しがたかったためである。その後、大垣市及び岐阜市の各担当課に電話で照会する等の方法により、当該書類が交付申請書又は実績報告書に綴じられたものであり、これらと一体をなすことが判明した。

そこで、判明した限度で、作成日及び作成者を下記のとおり補充する。なお、この補充は、措置請求書の証拠説明書の記載を訂正するものではなく、当該証拠の正確な性格を明らかにするための補足説明である。

2　補充一覧

号証	標目	作成日(訂正)	作成者	一体をなす書類(綴じ先)
甲 1-2	助成による事業その他の計画書(2023 年度)	令和 5 年 6 月 20 日	本件法人(理事長)	補助金交付申請書(甲 1-1・令和 5 年 6 月 20 日付)に綴じられていた
甲 1-3	補助事業に係る収支予算書 (2023 年度)	令和 5 年 6 月 20 日	本件法人(理事長)	補助金交付申請書(甲 1-1・令和 5 年 6 月 20 日付)に綴じられていた
甲 1-6	補助事業に係る収支決算書及び添付書類(令和 5 年度・大垣市提出分)	令和 6 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(令和 5 年度・令和 6 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 1-7	補助金使用明細書(実績報告書) (令和 5 年度・大垣市提出分)	令和 6 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(令和 5 年度・令和 6 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 2-2	助成による事業その他の計画書(2024 年度) (計 300,000 円の計画)	令和 6 年 6 月 6 日	本件法人(理事長)	補助金交付申請書(甲 2-1・令和 6 年 6 月 6 日付)に綴じられていた
甲 2-3	補助事業に係る収支予算書 (2024 年度)	令和 6 年 6 月 6 日	本件法人(理事長)	補助金交付申請書(甲 2-1・令和 6 年 6 月 6 日付)に綴じられていた
甲 2-6	補助事業に係る収支決算書及び添付書類(令和 6 年度・大垣市提出分)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(令和 6 年度・令和 7 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 2-7	補助金使途明細書(令和 6 年度)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(令和 6 年度・令和 7 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 2-8	実績報告書添付写真(令和 6 年度) (本件マイクスピーカーセットの外観写真を含む)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(令和 6 年度・令和 7 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 4-1	補助事業に係る収支決算書(令和 5 年度・岐阜市提出分)	令和 6 年 3 月 14 日	本件法人(理事長)	岐阜市への令和 5 年度補助事業等実績報告書(令和 6 年 3 月 14 日付)に綴じられていた
甲 5-1	補助事業に係る収支決算書(令和 6 年度・岐阜市提出分)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜市への令和 6 年度補助事業等実績報告書(令和 7 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 5-2	補助金使途明細書(令和 6 年度・岐阜市提出分)	令和 7 年 3 月 31 日	本件法人(理事長)	岐阜市への令和 6 年度補助事業等実績報告書(令和 7 年 3 月 31 日付)に綴じられていた
甲 6-1	補助金等確定通知書(令和 7 年度・岐阜市)	令和 8 年 3 月 31 日	岐阜市	右上に令和 8 年 3 月 31 日の記載あり(一体をなす書類は現時点で不明)

第２　請求の要件審査

本件請求の一部は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定（財産の管理を怠る事実）の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 9 月 10 日をもってこれを受理した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

請求人が提出した請求書の内容を総合的に判断すると、令和元年度、令和 5 年度、令和 6 年度の補助金において、学校法人岐阜朝鮮学園（以下、「岐阜朝鮮学園」という。）から同一経費に係る証ひょうが、岐阜市、大垣市、羽島市の 3 市に重複して提出され、3 市の補助金の合計が実際の支出額を超える補助でありながら、市長及び教育委員会が岐阜朝鮮学園に対する適正な返還請求をしていないため、未だ、返還請求権及び利息請求権は存在しており、その行使を怠っていること（財産の管理を怠る事実）は継続していることを主張されていると解される。

よって、「岐阜朝鮮初中級学校運営補助金」の交付決定に対して、職員が適正な返還請求を怠っているとする事実の有無を監査対象とした。

その中で、請求人は、令和 6 年度の補助対象経費とされた「マイクスピーカーセット」が、その支出を証する書類を欠き、支出の実在すら確認できないまま補助金が交付されたため、「本件法人（岐阜朝鮮学園）から回収ができない場合で、かつ、職員に落ち度がある場合には職員に対する損害賠償請求の可否を検討し、必要な措置をとること」を主張されていることを踏まえ、「マイクスピーカーセット」の補助金交付に係る職員の行為について、「財産の管理を怠っている事実」の有無を監査するものとする。また、「本件法人（岐阜朝鮮学園）が返還に応じない場合における督促その他の回収手続についての確認」については、監査の結果、再度の返還請求が必要となった場合に検討するものとする。

なお、前述の「第 1 請求の受付 / 3 請求の内容 / 1 監査対象とすべき行為等 / ⑵ 請求の趣旨の整理」において主張されている上記監査対象以外の請求については、「財産の管理を怠る事実」に該当しないため、監査を実施しない。

２　監査対象部局等

大垣市教育委員会事務局　庶務課を監査対象部局とした。

３　請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 30 日に陳述の機会を与えたところ、請求の要旨の補足説明が行われた。また、請求人から新たな証拠の提出があった。なお、事実証明書の添付は省略する。

⑴　補足説明（要点のみ）

監査委員から市長等に対し、次の勧告をしていただくよう、お願い申し上げます。

・勧告 1　本件マイクスピーカーセット(23,980 円)について、学園から支払を証する正規の書類を提出させて支出の事実を確認し、確認できないときは補助対象から除いて返還を求めること。

・勧告 2　支払を証しない書面により補助対象と認定した審査について、関係職員の責任の有無を検討すること(職員への損害賠償請求について)。

・勧告３　令和５年度及び令和６年度の交付決定を全部取り消し、既に返還された額との差額(令和５年度65,634円、令和６年度70,937円)の返還を求めること。

・勧告４　各年度の返還金について、受領日の翌日から完済までの年３パーセントの利息を請求すること。受領時の悪意が認められない場合でも、遅くとも学園が重複を認めた令和８年４月16日から完済までの利息を請求すること。

・勧告５　再発防止のための各措置を講じること(他の自治体からの補助の記載欄と照合、証ひょうの原本確認、加算金規定の新設等)。

・勧告６　７月３日起案の伺いにおいて、規定のない加算金を悪意の有無によって判断し、民法第704条の悪意を故意と同視した点を改め、本件の返還額と利息についての判断及び請求を、規則第11条及び民法第704条の正しい解釈に基づいて改めて行い、その根拠を文書で明らかにすること。

市の説明どおりであれば、補助金ではなく寄附金になってしまうこと

９月の市議会での市の説明は、支払の事実を証する書類がなくても補助対象と認め、重複していても悪意を否定し、全額は返還させず、利息も求めない、というものです。

補助金は、要綱に定める補助事業の、実際に負担した経費を補うものです。しかし、市の説明どおりであれば、どの経費に対する補助なのか、その経費を本当に支払ったのか、他から既に補填されていないのかを、いずれも問わずに公金を渡すことになります。それはもはや、特定の事業の経費を補う補助金ではなく、市から本件法人への、使途を問わない寄附金と変わりません。令和６年度の学園の実際の負担は０円でした。負担のないところに補助金が渡り、それを返さなくてよいとすれば、要綱の趣旨は失われ、公金支出の歯止めがなくなります。

⑵　提出書類

①証拠説明書

令和８年８月10日付けで提出した大垣市職員措置請求について、請求書に添付し甲1-1から甲25まで(合計53点)及び補正書に添付した甲26・甲27に続き、次の証拠を提出する。

証	標目	作成日	作成者	立証趣旨
甲28	情報公開決定通知書(教庶第119号の２) 全２枚	令和８年９月３日	大垣市教育委員会	請求人が、令和８年８月20日、本件補助金及びその返還に関する文書を「形式や名称の如何を問わず」全て開示するよう請求したこと。非開示とされたのは、個人情報、印影及び口座情報に限られること。開示された文書(甲29)の中に、令和８年４月16日の３市合同調査に関する大垣市の記録が含まれていないこと。
甲29	大垣市の情報公開請求により開示を受けた文書(通し番号１～238) 全238頁	不詳(各文書による。令和元年～令和８年)	大垣市、岐阜市、羽島市、本件法人ほか	大垣市が保有する本件補助金及びその返還に関する文書であること。主なものは次のとおり。 ・令和８年７月の返還関係(209～214):大垣市が令和元年度・５年度・６年度分の交付決定の一部を取り消し、計183,163円の返還を求めたこと。積算根拠(210)に「補助金確定日を基準として･･･補助対象経費を超過した分について」返還を求めるとしな

				がら、令和6年度のみ「確定日が同日であるため」按分し、返還額を34,063円としたこと。 ・7月3日起案の伺い(237～ 238) :規定のない加算金について「相手側に悪意がある場合であるが・・・故意に補助金を多く受けようとしたものではないため加算金は請求しない」と記載したこと(238)。 ・令和元年度:同一のスポーツ店の請求書・領収書(127,440円)が、大垣市(232)、岐阜市(170)及び羽島市(74)に提出されていること。大垣市は令和元年度から日付入りの領収書で支出を確認していたこと (232)。 ・羽島市宛ての令和7年度実施報告書に、本件法人が「岐阜市及び大垣市の補助金で賄えたため、羽島市の補助金は一切使用しなかった」と記載したこと(5)。 ・本件法人の財政監査報告書に、請求書・領収書等の証憑を確認した旨の記載があること(34～35)。 ・岐阜市が補助金の審査に事務決裁審査手続チェックシートを用いていること(206)。
甲30	大垣市議会令和8年第 3 回定例会一般質問書き起こし(岐阜朝鮮学園に対する補助金の多重申請に関する部分の抜粋)	令和8年 9月	請求人	大垣市教育委員会事務局長が、次の各事項を答弁したこと。 ⑴ 令和8年7月7日付けで令和元年度・5年度・6年度分の交付決定の一部を取り消して返還を請求し、同月28日に返還を受けたこと。 ⑵ 全額返還ではなく不当利得分を返還対象とし、補助金確定日の早い市から順に充当する基準を採用したこと。 ⑶ 本件マイクスピーカーセットについて、購入明細のみでなく写真・決算書等を確認して補助対象と認定し、帳簿類で購入事実を確認したとしたこと。 ⑷ 職員に対する損害賠償請求権は生じていないとしたこと。 ⑸ 担当者の認識不足との説明等を理由に、悪意を認定せず、利息を請求していないこと。 ⑹ 加算金についての質問に対し、仕組みを検討すると答えるにとどまったこと。なお、大垣市議会の会議録が公表された場合には、当該会議録をもってこれに代える。
甲31	羽島市の開示文書一式 (実施報告書、収支決算書(抜粋)、確定通知書、戻入命令書、支出負担行為決議書、財政監査報告書、決算書、令和8年4月16日の3市合同調査の記録、取消通知書兼返還命令書2通、補助金返還に関する利息等の考え方、調定決議書兼収入命令書)	令和8年 3月31日 ～同年 5月1日	羽島市(一部は本件法人)	羽島市が、「添付した領収書の全額について他自治体より補助金を受けていたことから、目的以外に支出されたことが明らか」であることを理由に交付決定を取り消し、令和5年度・6年度分の全額(計99,000円)の返還を命じたこと(9、10、12)。 ・令和7年度分について、本件法人が実施報告書に「岐阜市及び大垣市の補助金で賄えたため、羽島市の補助金は一切使用しなかった」と記載し、羽島市が確定額を0円として49,500円を戻入させたこと(1 ～5)。 ・本件法人の財政監査報告書に、請求書・領収書等の証憑を確認した旨の記載があること(6)。 ・令和8年4月16日の3市合同調査において、本件法人が、同じ領収書を用いて実績報告を行い、その領収書以上の額を受領したことを認めたこと、岐阜県に毎年どの市からどれくらい補助を受けているかを伝え

	全12頁			ていたと説明したこと、各市の要綱に同じ領収書を提出してはいけないという記載はなかったと説明したこと、令和5年度・6年度の経費の追加を希望し拒否されたこと(8)。 ・羽島市が、利息(民法704条)及び加算金の扱いを検討し、岐阜市の補助金交付規則には加算金の規定があることを確認していること(11)。
甲32	大垣市議会令和8年第2回定例会会議録（令和8年6月8日一般質問小田環議員の部分)	令和8年6月8日	大垣市議会	甲15（書き起こし)に対応する正式な会議録であること。 大垣市教育委員会事務局長が、「現在は領収書の添付を求める運用としております」と答弁したこと、令和8年4月に全庁に支出事実の確認等を求める通知をしたと答弁したこと、返還請求の根拠・金額・時期は調査結果を踏まえて判断するとして、なお未決定であったこと。
甲33	岐阜市の開示文書：復命書(羽島市)及び別紙「朝鮮学園に対する補助金にかかる3市での協議について」 全4頁	令和8年4月9日	岐阜市教育委員会事務局教育政策課	令和8年4月8日の3市協議の時点で、大垣市が、多重補助は3市の情報共有により事実であることを確認していたこと。 一方で、大垣市の監査部署は、事実確認ができないとして監査請求を受理するか検討中であり、その検討状況を執行部が把握し、他市と共有していたこと。 3市が、説明に矛盾が生じないよう対応をそろえる方針をとっていたこと。
甲34	岐阜市の開示文書：朝鮮学園に対する補助金にかかる立ち入り検査について 全1頁	令和8年4月18日	岐阜市教育委員会事務局教育政策課	令和8年4月16日の3市合同の立入り検査に大垣市教育委員会庶務課長らが出席したこと。 令和6年度補助金使途明細書に記載されたワイヤレススピーカー(甲30の答弁(3)に係る機器)について、支払いの事実を確認できる書類に日付の記載がなかったため、その場で帳簿の提示を求め、帳簿の記載によって確認を済ませたこと。 大垣市は、これらの事実を把握しながら、令和8年6月8日の答弁(甲32)でこれに触れず、「現在は領収書の添付を求める運用としております」と答弁したこと。 この調査の記録は、大垣市の開示文書(甲29）には含まれていないこと(甲28)。

(3)　事実証明書

甲28　情報公開決定通知書(教庶第119号の2）全2枚

甲29　大垣市の情報公開請求により開示を受けた文書(通し番号1～238)　全238頁

甲30　大垣市議会令和8年第3回定例会一般質問書き起こし(岐阜朝鮮学園に対する補助金の多重申請に関する部分の抜粋)

甲31　羽島市の開示文書一式(実施報告書、収支決算書(抜粋)、確定通知書、戻入命令書、支出負担行為決議書、財政監査報告書、決算書、令和8年4月16日の3市合同調査の記録、取消通知書兼返還命令書2通、補助金返還に関する利息等の考え方、調定決議書兼収入命令書)全12頁

甲32　大垣市議会令和8年第2回定例会会議録（令和8年6月8日一般質問小田環議員の部分)

甲33　岐阜市の開示文書：復命書(羽島市)及び別紙「朝鮮学園に対する補助金にかかる3市での協議について」全4頁

甲34　岐阜市の開示文書：朝鮮学園に対する補助金にかかる立ち入り検査について　全1頁

第４　監査の結果

本件請求を棄却する。また、前述の「第3 監査の実施 / 1 監査対象事項」において定めた監査対象以外の請求を却下する。

以下、その理由について述べる。

１　事実関係の確認

岐阜朝鮮学園に係る補助金支払事務について、関係資料を確認するとともに大垣市教育委員会の職員に事情聴取することにより、次のとおり事実関係を確認した。

まず、岐阜朝鮮学園に対して補助金を支払う根拠について確認する。

請求人の概要説明のとおり、大垣市は、「岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び要綱第1条の「大垣市補助金等交付規則」（以下「規則」という。）に基づき岐阜朝鮮学園に補助金を交付している。

○岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条　この要綱は、学校法人岐阜朝鮮学園が設置する岐阜朝鮮初中級学校（以下「岐阜朝鮮初中級学校」という。）の教材、教育施設等の充実を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大垣市補助金等交付規則（昭和46年規則第21号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象等）

第2条　補助金の交付の対象となる経費は、岐阜朝鮮初中級学校の教材整備費及び施設整備費とする。

（補助金の額）

第3条　補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

⑴　経費割補助　上限を10万円とし、補助の対象となる経費の10分の10の額

⑵　人数割補助　大垣市から岐阜朝鮮初中級学校に通学する児童生徒の人数に5,000円を乗じて得た額

（補助対象年度）

第4条　補助金の交付の対象となる年度は、岐阜朝鮮初中級学校の児童生徒のうち、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されているもの（以下「本市に住所を有する児童生徒」という。）が在学する年度とする。

（交付の申請）

第5条　岐阜朝鮮初中級学校は、補助金の交付の申請をしようとするときは、岐阜朝鮮初中級学校運営補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　在学者数及び職員構成表
⑷　学校法人会計基準に基づく計算書類
⑸　本市に住所を有する児童生徒が在学していることが分かる書類
⑹　その他市長が必要と認める書類

【略】

(補助事業の変更)

第 10 条　岐阜朝鮮初中級学校は、第 8 条の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに岐阜朝鮮初中級学校運営補助金変更交付等申請書(第 3 号様式)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

⑴　補助事業の内容等第 5 条の申請に係る事項の変更をしようとするとき。
⑵　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額等を決定し、岐阜朝鮮初中級学校運営補助金変更交付等決定通知書(第 4 号様式)により岐阜朝鮮初中級学校に通知するものとする。

(実績の報告)

第 11 条　岐阜朝鮮初中級学校は、補助事業が完了したときは、速やかに岐阜朝鮮初中級学校運営補助金実績報告書(第 5 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　収支決算書
⑵　その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第 12 条　市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、岐阜朝鮮初中級学校運営補助金確定通知書(第 6 号様式)により、岐阜朝鮮初中級学校に通知するものとする。

【略】

〇大垣市補助金等交付規則

(目的)

第 1 条　この規則は、法令又は条例、規則等に特別の定めのあるもののほか、市が各種団体の行う公益に関する事業で特に必要と認める事業に対して交付する補助金等の交付の申請決定等に関する事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条　この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対し交付する次に掲げるものをいう。

補助金　助成金　交付金

2　この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる行事又は事業をいう。

3　この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

（交付申請）

第3条　補助金等の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたときは、その一部を省略することができる。

(1)　事業計画書

(2)　事業を行う理由書

(3)　事業費の収支予算書

(4)　事業の効果及び市長が必要と認める事項

（交付の決定）

第4条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助の対象となる事業につき査定を行うとともに現地調査等を行い当該申請に係る補助金等の交付の適否を検討し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定する。

（決定の通知）

第5条　市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を申請者に通知しなければならない。

（補助事業等の遂行）

第6条　補助事業者等は、法令並びに補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従がい、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うとともに、いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

【略】

（交付金額の確定）

第9条　市長は、前条の完了報告を受けたときは、その内容を審査し、また必要に応じ現地調査等を行い、補助事業等の実績及び効果が補助金等の交付の目的及びこれに付した条件に適合しているか否かを調査、検討し適合すると認めたときは、補助金等の交付額を確定する。

（補助金等の支払）

第10条　補助金等の支払は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、市長において必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

（取消し及び返還命令）

第11条　市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した命令若しくは条件に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取

り消すことができる。

2　前項の規定により当該補助金等に差額を生じたときは、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

【略】

今回の監査対象とされている令和6年度の「マイクスピーカーセット」に係る補助金の支出については、要綱及び規則に沿って、適正に交付決定されていることを確認した。

また、大垣市、岐阜市、羽島市が同一経費に対して補助をしていたため、過大となっていた令和6年度の返還請求についても、規則に沿って行われ、決裁文書や経理簿等から、補助金の計105,000円のうち、34,063円の返還請求が令和8年7月7日付で行われ、7月28日に収入されていることから、適正に実施されていることを確認できた。

まず、購入した機器の内容であるが、請求人の主張どおり、購入明細には「Moukey ワイヤレスマイクスピーカーセット PA セット出力 200W カラオケセット PA セット 12 インチサブウーファーBluetooth 対応充電式 VHF マイク録音 MP3/USB/TF/FM 放送 8-20 使用時間(12 インチ) MTs12-11 B088FV3XPQ」と明記されていた。PA セットとは、マイクや楽器の音声を調整・増幅し、大勢の人へ届けるための音響機器（スピーカー、ミキサー、マイクなど）を一つにまとめたセットのことであるが、この機器の内容が、要綱第2条の教材整備費に該当するか否かは、要綱及び規則の中に教材整備費の範囲に関する規定がないため、補助対象経費として交付をしたことについては妥当であると思われる。

また、令和7年3月31日付起案書「岐阜朝鮮初中級学校運営補助金の確定について」に綴られていた購入明細については、取引年月日・購入者・発行者及び注文番号を欠いている事実を確認した。しかし、要綱及び規則の中には、支払いを証する書類の様式に関する特段の規定はなく、購入明細や写真のほか、「決算書」、「補助事業に係る収支決算書」、「使途明細書」等により補助対象経費として認定をし、令和8年4月16日には、大垣市、岐阜市、羽島市の3市により現地訪問を行い、帳簿類等の調査をしていることからも、適正な執行であることが確認できた。

さらに、令和6年度の法人決算書に補記されている「教材設備整備」764,668円は、「補助事業に係る収支決算書」の「教材購入費」と「マイクスピーカーセット（ワイヤレススピーカー)」の合計額と一致することを確認した。

以上の点から、職員の「財産の管理を怠る事実」が見当たらないことから、再度の返還請求を行う必要がないため、請求人の主張には理由がないと判断する。

2　監査委員の判断

請求人が主張される事項に対し、その当否について、監査委員の判断は次のとおりである。

⑴　本請求が求める大垣市の補助金 105,000 円と現に請求した 34,063 円との差額 70,937 円の返還請求をすること。

請求人は、大垣市が令和6年度のみ独自の按分計算を用いているため、返還請求額が過少となっているので、当初の交付額 105,000 円から返還請求した 34,063 円を差し引いた70,937円の全額を返還するよう求めている。

全額の返還の理由としては、返還請求をした他の年度と同様に、羽島市→岐阜市→大垣市の順に、引き算の方式で順番に計算すると、岐阜朝鮮学園の令和6年度の実支出額は218,668円で、既に全額返還請求をした羽島市の実質の補助金は0円、岐阜市は全額の218,668円なので、岐阜朝鮮学園の令和6年度の実支出額は岐阜市補助金によって全額補助をされているということになる。したがって、218,668円-0円（羽島市）-218,668円（岐阜市）-105,000円（大垣市）=△105,000円になり、大垣市が算定する時点では、岐阜朝鮮学園の自己負担額はゼロになるので、全額が重複分に当たるというものである。

ただし、返還請求方法については、大垣市だけではなく岐阜市や羽島市も絡んでいるため、令和8年9月14日の「第3回大垣市議会定例会」における小田議員からの一般質問に対する教育委員会事務局長の答弁では、3市で既に協議した結果、全額返還ではなく不当利得分のみの返還請求とされている。返還請求額の算定については、「3市のそれぞれの補助金の交付額のうち、どの部分が不当利得として返還対象となるのかを判断するにあたって、補助金確定日が早い市から順番に対象経費へ補助金を充当し、超過となる分を返還対象とする基準を採用した」いうことである。これに当てはめると、令和6年度の返還請求額の計算について、仮に請求人が主張する他年度と同様の引き算の方法を使った場合、羽島市、大垣市が全額の返還請求をして、岐阜市だけが返還請求を全くしないことになってしまうことから、各市で返還請求額を決定することは、それぞれの市の同意のもとに行われた結果であると想定される。そのため、たとえ大垣市が独自の計算方法を用いたことについて不合理な点があったとしても、当市の財務会計上の怠る事実はないと考えられる。

また、本件補助金の返還請求権が具体的に発生するためには、本件補助金の交付決定が取り消されていることが必要である。当請求内容の根幹となる「重複した経費に係る補助金の返還請求」については、3市で協議をしたうえで、その行為が既に完了していることを前提とすれば、補助事業が完了した後に取消事由となる事象が明らかとなったとしても、それにより当該交付決定が直ちに取り消されるべきものとなるわけではなく、交付決定を取り消すか否かは、財務会計行為を離れた様々な考慮要素が付加され、本件補助金の趣旨、目的及び公益上の観点に照らして個別実質的に判断する行政上の裁量の範囲であると解される。

また、請求人は規則第11条を持ち出しているが、本条には一部取り消しの場合の「差額」の計算方法までは明示されていないため、大垣市が独自の計算方法を用いたことは、違法・不当な行為には当たらず、職員の「財産の管理を怠る事実」には該当しないと考えられるため、「却下」とする。

⑵　令和5年度、令和6年度の補助金の受領日の翌日からの利息（年3パーセント）の

請求をすること。

請求人は、返還があった補助金については相手方の悪意による行為によるものであるから、補助金の受領日の翌日から返還までの日数に年3パーセントの利率をかけた利息を請求していないことが怠る事実であると主張している。

請求人は、その理由として、岐阜朝鮮学園が「大垣市及び岐阜市に対し異なる自己負担額を申告していること」、「受領した補助金を自ら一括して計上していること」などを取り上げ、実支出を超える補助を受けていることを知りながら受領したにもかかわらず、「悪意はなく事務処理上のミスだった」という説明についても「単なる事務処理上の過誤という説明とは相容れない」とされている。

しかし、返還請求については前述のとおり既に完了しており、加算する利息の請求についても、当市には該当する規定がないため、返還請求権は有しない。確かに、民法上には「悪意の受益者の返還義務等」の規定はあるものの、令和8年9月14日の「第3回大垣市議会定例会」における小田議員からの一般質問に対する教育委員会事務局長の答弁では、「現地による帳簿確認の結果、補助対象として報告された経費以外にも、本来補助対象となり得る経費が確認された」ということから、意図的に経費を過大に申請したものでもなく、「弁護士団等の専門家からの意見を踏まえ、悪意を認定するには至らない」と判断をし、利息の請求は行わないとされた。

なお、請求人が陳述の場で主張された「7月3日起案の伺いにおいて、規定のない加算金を民法第704条の悪意の有無によって判断した」という職員の行為については、民法上の解釈の違いはあるものの、当市に加算金の規定が無いことを前提として補助金の一部取り消しを行っているため、財務会計上の違法・不当な行為には当たらない。

すなわち、岐阜朝鮮学園側が、財務会計上の違法、不当な行為と知りつつも補助金の請求を行ったという悪意に関して、「知っていた」という事実を真に立証することは極めて困難であり、職員の「財産の管理を怠る事実」には該当しないと考えられるため、「却下」とする。

⑶　「マイクスピーカーセット」分の補助金返還及びその利息について、本件法人（岐阜朝鮮学園）から回収ができない場合で、かつ、職員に落ち度がある場合には職員に対する損害賠償請求の可否を検討し、必要な措置をとること。

請求人は、「マイクスピーカーセット」については、要綱第2条の「教材整備費及び施設整備費」のいずれにも該当せず、また、支払いの事実を証しない書面により補助金が交付されたため、「マイクスピーカーセット」23,980円及びその利息についての回収を求め、また、回収できない場合に、審査を担当した職員に落ち度があるときは、その職員に対する損害賠償請求の可否を検討し、必要な措置をとることを求めている。

まず、要綱及び規則には対象となる「教材整備費及び施設整備費」の仕様に関する特段の規定がないことから、岐阜朝鮮学園が補助金を補助対象経費内でどのように使

用するかは、岐阜朝鮮学園の判断であると解釈できるため、たとえ請求人が主張される「可搬型の音響機材」であったとしても、違法若しくは不当な行為とはいえない。

また、支払いの実在の確認を欠いたまま補助金が交付された件についても、購入明細には取引年月日、購入者、発行者等の記入がないことは、請求人が主張される一般的な「領収書」の形式にはそぐわないとはいえるが、法人の監査委員による監査が適切に行われている前提で、購入明細と写真のほか決算書などの資料で確認をしているため、補助金の交付事務には特に問題はないといえる。

さらに、令和6年度法人決算書に計上された形跡がないという請求人の主張についても、経費の内訳として「教材設備整備」764,668円が補記されており、「補助事業に係る収支決算書」において、この金額が「教材購入費」150,688円と「マイクスピーカーセット」23,980円の合計額と一致することが確認できるため、職員の行為に違法・不当性は見当たらない。

なお、帳簿や機器の実在については、その後、3市の職員が現地調査をして確認をし、教育委員会からも、適格請求書や領収証による支払いの事実を証する書類が提出されたことから、職員の交付事務処理には落ち度が見当たらず、損害賠償請求を求めるまでもない。

よって、「マイクスピーカーセット」の補助金交付に係る職員の行為に関しては、「財産の管理を怠る事実」があるとは認められないため、「棄却」とする。

⑷　本件法人が返還に応じない場合における督促その他の回収手続についての確認が必要であること。

これ以上の返還請求をする理由がないため、「棄却」とする。

⑸　再発を防ぐため、他の自治体との照合の制度化、支払を示す書類の原本による確認、交付決定と異なる事業への不交付、加算金を徴収できる規定の整備、要綱の公表、人数割りの要件を確認できる資料の整備、及び交付対象者の名義の統一の各措置をとること。

なお、再発防止については、令和8年4月10日付財政課長名義で、次のように庁内全体で周知をしている。

「補助金執行に係る実績報告書の審査上の留意事項について」

１　支出の事実確認

・通帳の写し：補助事業に係る支払いが実際に行われていることを、入出金履歴により確認する。

・領収書・請求書：支出の内容（宛名・日付・金額・品目等）が適正であるか確認する。なお、宛名が補助事業者本人であること、支出時期が補助事業の実施期間内であることに留意すること。

・契約書・発注書：支出が適正な契約に基づくものであるか確認する。

２　他の収入との重複確認

補助事業に対して、以下の収入が生じていないか確認すること。

・国・県・他市町村等からの補助金・交付金との重複受給がないか。

・事業参加者からの参加費・負担金等の収入が生じている場合は、その額が適切に収支決算に計上されているか。

・クラウドファンディングや寄附金など、事業に関連する収入の有無を確認し、収支決算と照合すること。　　（以下略）

また、令和8年9月14日の「第3回大垣市議会定例会」における小田議員からの一般質問に対して、教育委員会事務局長は再発防止について答弁し、総務部長も「補助金についての一元的な管理体制に努めて、ホームページ公開についても検討していく」と回答をしている。

以上のことから、職員の「財産の管理を怠る事実」には該当しないため、「却下」とする。

ただし、今後の再発防止のため、補助金の交付事務の適正化が再度図られるよう周知徹底されることとなっている。

⑹　交付申請の事業計画書が事実に反しているのであれば、規則第 11 条の取消事由に該当するため、差額の返還を命じること。

交付決定の内容と異なる事業の実施については、原則的に法人における監査の問題であり、合計額が合わない等の明らかな異常がない限り、法人の監査委員により適切に監査が行われている前提で実施報告の確認を行えれば足り、この行為により当市が損害を被る可能性は極めて低く、職員の「財産の管理を怠る事実」には該当しないため「却下」とする。

３　意　見

今回の請求の発端は、岐阜朝鮮学園が、同一の経費に係る証ひょうを大垣市・岐阜市・羽島市の 3 市に重複して提出し、3 市の補助金の合計が実際の支出額を超える補助を受けたことによるものである。

本件補助金については、当然正しい報告書が岐阜朝鮮学園から提出されているという認識のもとに、規則及び要綱に沿って交付に係る事務を行ってきたが、他市との重複支給が発覚したため、規則に基づき、返還を求める結果となった。

今回の請求では、さらに適正な返還をするよう求められたものであるが、当市においての返還請求は既に完了しており、職員の「財産の管理を怠る事実」は見当たらないことから、これ以上の返還請求等は適切でないという判定となった。

補助金の交付事務においては、公平性や透明性の確保が求められている。今後は、補助金の適正な執行確認に努められることを望むものである。